

別添資料5

SPC—無

川西市立小学校施設耐震化・大規模改造PFI事業
事業契約書（案）

平成25年4月2日

川 西 市

目 次

第1章 用語の定義	5
第1条 (定義)	5
第2章 総則	5
第2条 (目的)	5
第3条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)	5
第4条 (事業日程)	5
第5条 (本事業の概要)	5
第6条 (構成企業の資金調達)	5
第7条 (構成企業の連帶責任及び代表企業の責任)	5
第8条 (関係者協議会)	6
第9条 (打合せ議事録)	6
第10条 (許認可、届出等)	6
第11条 (対象校の施設利用)	6
第12条 (市が提供した資料等に関する市の責任等)	7
第13条 (第三者に生じた損害)	8
第14条 (セルフモニタリングの実施)	8
第15条 (学校教育活動及び近隣等への配慮)	8
第16条 (本業務の全部又は一部の一時中止等)	9
第3章 耐震補強設計業務	9
第1節 総則	9
第17条 (耐震補強設計業務)	9
第18条 (耐震補強計画の作成)	9
第19条 (実施設計)	10
第20条 (市の責任の不負担)	10
第21条 (設計の変更)	10
第22条 (設計費用の増加又は損害の発生)	10
第23条 (耐震補強設計業務の再受託)	11
第24条 (設計書類等の著作権等)	11
第25条 (著作権その他の権利の侵害の防止)	11
第26条 (特許権等の使用)	12
第27条 (設計内容の確認)	12
第2節 耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得	12
第28条 (耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得)	12
第29条 (第三者機関の評価取得の結果、耐震補強工事を要しなくなった場合の措置)	13
第30条 (第三者機関の指摘や指導等による耐震補強計画の変更)	13
第31条 (第三者機関の評価が取得できなかった場合の措置)	14
第4章 大規模改造実施設計業務	14
第32条 (大規模改造実施設計業務)	14
第33条 (実施設計)	14
第34条 (市の責任の不負担)	15
第35条 (設計の変更)	15

第 36 条 (設計費用の増加又は損害の発生)	15
第 37 条 (大規模改造実施設計業務の再受託)	15
第 38 条 (設計書類等の著作権等)	16
第 39 条 (著作権その他の権利の侵害の防止)	16
第 40 条 (特許権等の使用)	16
第 41 条 (設計内容の確認)	17
第 5 章 工事監理業務	17
第 42 条 (工事監理企業による工事監理)	17
第 6 章 耐震補強工事業務及び大規模改造工事業務	18
第 1 節 総則	18
第 43 条 (耐震補強工事業務及び大規模改造工事業務)	18
第 44 条 (工事開始時提出書類等)	18
第 45 条 (耐震補強工事業務及び大規模改造工事業務に係る施工企業等の使用)	19
第 2 節 仮設校舎等の利用	19
第 46 条 (仮設校舎等の利用)	19
第 47 条 (仮設校舎等の権利関係)	19
第 48 条 (仮設校舎等の解体等)	20
第 3 節 市による確認等	20
第 49 条 (施工企業による報告、市による説明要求及び耐震補強工事現場立会い)	20
第 4 節 工事完成	20
第 50 条 (施工企業による完工検査等)	20
第 51 条 (市による完成確認及び完成確認通知書の交付)	21
第 52 条 (施工企業による本施設の引渡し)	21
第 53 条 (本施設の瑕疵担保)	21
第 5 節 工事期間の変更	22
第 54 条 (工事期間の変更)	22
第 55 条 (工事期間変更に伴う費用負担及び違約金)	22
第 7 章 定期点検業務	24
第 56 条 (維持管理企業による定期点検)	24
第 8 章 その他業務	24
第 57 条 (その他業務)	24
第 58 条 (耐震補強工事業務及び大規模改造工事業務に伴う近隣対策)	25
第 59 条 (その他業務に係るその他企業等の使用)	25
第 9 章 本業務に係る対価の支払い	26
第 60 条 (本業務に係る対価の支払)	26
第 61 条 (本業務に係る対価の減額・改定)	26
第 10 章 契約期間及び契約の終了	26
第 1 節 契約期間	26
第 62 条 (契約期間)	26
第 2 節 構成企業の債務不履行等による契約解除	26
第 63 条 (構成企業の債務不履行等による契約解除)	26
第 3 節 市の債務不履行による契約解除	28

第 64 条 (市の債務不履行による契約解除)	28
第 4 節 市の任意解除権	29
第 65 条 (市の任意解除権)	29
第 5 節 法令変更による契約解除	30
第 66 条 (法令変更による契約解除)	30
第 6 節 不可抗力による契約解除	30
第 67 条 (不可抗力による契約解除)	30
第 7 節 事業契約終了に際しての処置	31
第 68 条 (事業契約終了に際しての処置)	31
第 69 条 (終了手続の費用負担)	31
第 8 節 モニタリング及び業務水準未達成に関する手続	31
第 70 条 (モニタリング及び業務水準未達成に関する手続)	31
第 11 章 表明・保証及び誓約	32
第 71 条 (事実の表明・保証及び誓約)	32
第 12 章 保証	33
第 72 条 (保証)	33
第 13 章 法令変更	34
第 73 条 (通知の付与及び協議)	34
第 74 条 (法令変更による追加費用・損害の扱い)	34
第 14 章 不可抗力	34
第 75 条 (通知の付与及び協議)	34
第 76 条 (不可抗力による追加費用・損害の扱い)	35
第 15 章 雜則	35
第 77 条 (構成企業の市内業者に対する契約に関する事項)	35
第 78 条 (公租公課の負担)	35
第 79 条 (協議)	35
第 80 条 (融資団との協議)	36
第 81 条 (計算書類等の提出)	36
第 82 条 (秘密保持)	36
第 83 条 (請求、通知等の様式その他)	36
第 84 条 (延滞利息)	37
第 85 条 (解釈等)	37
第 86 条 (準拠法)	37
第 87 条 (管轄裁判所)	37

別紙一覧

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 別紙 1 | 定義集 |
| 別紙 2 | 事業概要書 |
| 別紙 3 | 対象棟一覧表 |
| 別紙 4-1 | 耐震補強計画の作成業務に係る書類 |
| 別紙 4-2 | 実施設計業務に係る書類 |
| 別紙 4-3 | 第三者機関の評価取得業務に係る書類 |
| 別紙 5 | 分担表 |
| 別紙 6 | 施工企業等が付保する保険 |
| 別紙 7-1 | 工事開始時提出書類の内容 |
| 別紙 7-2 | 工事期間中の提出書類 |
| 別紙 8 | 完工書類 |
| 別紙 9 | 完成確認通知書の様式 |
| 別紙 10 | 目的物引渡書の様式 |
| 別紙 11 | 本件日程表 |
| 別紙 12 | 本業務に係る対価の支払いについて |
| 別紙 13 | 対価の変更方法 |
| 別紙 14 | モニタリング方法及びモニタリング結果に基づく対価の減額方法 |
| 別紙 15 | 法令変更による追加費用及び損害の負担 |
| 別紙 16 | 不可抗力による追加費用及び損害の負担 |

川西市立小学校施設耐震化・大規模改造PFI事業 事業契約

川西市（以下「市」という。）と構成企業は、川西市立小学校施設耐震化・大規模改造PFI事業（以下「本事業」という。）に関して、川西市立小学校施設耐震化・大規模改造PFI事業 事業契約（以下「本事業契約」という。）をここに締結する。なお、この契約は仮契約として締結されるものであり、川西市議会の議決がなされたときは、これを本契約とする。

第1章 用語の定義

（定義）

第1条 本事業契約において用いられる用語は、本事業契約において別途定義されているものを除き、別紙1の定義集において定義された意味を有する。

第2章 総則

（目的）

第2条 本事業契約は、市及び構成企業が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第3条 構成企業は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重する。

2 市は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重する。

（事業日程）

第4条 構成企業は、本事業を別紙11の本件日程表に従って遂行する。

（本事業の概要）

第5条 本事業は、別紙2の事業概要書に記載される業務及びこれに付随し関連する一切の業務により構成され、別紙3の対象棟一覧表に記載される建物等について、別紙5の分担表に従い行われる。

2 構成企業は、本事業を、法令及び業務水準に従って誠実に遂行しなければならない。

（構成企業の資金調達）

第6条 本事業契約の締結及び履行その他本事業の実施に関する一切の費用は、本事業契約に特段の規定がある場合を除き、全て構成企業が負担する。

（構成企業の連帯責任及び代表企業の責任）

第7条 代表企業は、本事業契約に基づき構成企業が市に対して負担する債務について、債務者となる構成企業と連帯して当該債務を負担する。

2 代表企業は、構成企業を統括し、構成企業をして、市に対し、本業務のうち構成企業が担当する業務につき、法令及び業務水準に従って誠実に遂行させる義務を負う。

3 設計企業が複数存在する場合、各設計企業は、自己以外の設計企業が本事業契約に基づき負う全ての債務につき、それぞれ、当該設計企業と連帯して保証する責任（履行保証責任を含む。）を負い、工事監理企業、施工企業及び維持管理企業がそれぞれ複数存在

する場合についても同様とする。

- 4 本事業各項の定めは、本事業契約、基本協定書その他において、別途、構成企業の連帶責任を定める規定を排除するものではない。

(関係者協議会)

第8条 市及び代表企業は、本事業に関する協議を行うことを目的とした、市及び代表企業により構成される関係者協議会を設置する。

- 2 市及び代表企業間の協議を要する事項が存在する場合、市又は代表企業は、相手方当事者に対して請求することにより、必要に応じて隨時、関係者協議会を開催することができる。なお、関係者協議会開催に要する費用は、各自の負担とする。
- 3 本事業契約において、市と構成企業との間の「**協議**」とは、関係者協議会における協議とみなす。ただし、市と代表企業が別途合意した場合には、本事業契約において協議を要するとされる事項を、関係者協議会を開催することなく決定することができる。
- 4 代表企業は、市の要請があった場合には、当該要請に応じて関係者協議会に構成企業を出席させる義務を負う。
- 5 市及び代表企業は、関係者協議会の決定事項を遵守する。

(打合せ議事録)

第9条 構成企業は、市、対象校、近隣住民、所轄官庁、第3章に定める第三者機関との間で打合せ等を行ったときは、業務水準に従い、その議事録を作成し、保管する。

- 2 構成企業は、市又は対象校が、前項の議事録の提出を求めた場合にはこれを提出する。

(許認可、届出等)

第10条 本事業契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、構成企業がその責任及び費用負担においてそれぞれ取得・維持し、また、必要な一切の届出についても構成企業がその責任及び費用負担において行わなければならない。ただし、市が取得・維持すべき許認可及び市が行うべき届出はこの限りでない。

- 2 構成企業は、前項の許認可等の申請に際しては、市に事前説明及び事後報告を行う。
- 3 市は、構成企業からの要請がある場合は、構成企業による許認可の取得、届出及びそれらの維持等に必要な資料の提供その他の協力をする。
- 4 構成企業は、市からの要請がある場合は、市による許認可の取得、届出及びそれらの維持等に必要な資料の提供その他の協力をする。
- 5 構成企業は、許認可取得及び届出の遅延により追加費用又は損害が生じた場合、当該追加費用又は損害を負担する。ただし、構成企業が不可抗力により遅延した場合は第14章の規定に従うこととし、市の責めに帰すべき事由により遅延し、当該追加費用及び損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて市に請求した場合には、市が当該遅延により構成企業に発生した追加費用又は損害を合理的な範囲で負担するものとする。
- 6 代表企業は、自己の責任において、市に対し、構成企業に本事業契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可を取得・維持させ、かつ必要な一切の届出をさせる義務を負う。

(対象校の施設利用)

第11条 構成企業は、本業務を実施するにあたり、必要最小限度において、対象校の敷地内に工事用の事務所、資材置場、駐車スペース等を設置するなど、対象校内の場所、施設等を利用することができる。ただし、構成企業は、事前に、市に対しその場所及び利用期間等市が定める事項を明らかにした書面による申請を行い、市の書面による事前の承諾を得なければならず、事後的に市から利用期間、場所等の変更の指示があった場合

には、その指示が不合理なものでない限り、これに従わなければならない。

- 2 構成企業は、前項に定める利用にあたり、利用する場所が市有財産でありかつ学校内であることに十分配慮し、善良なる管理者の注意義務をもって、市の承諾を得た場所、施設等の管理を行い、本事業以外の目的でこれらを利用してはならない。
- 3 構成企業は、本事業の遂行に必要な電力、ガス、水道等をすべて自己の費用及び責任において調達しなければならない。ただし、施工企業が、学校運営上支障のない範囲で、事前に、市に対し、その利用期間や利用量等市が定める事項を明らかにした書面による申請を行い、市の書面による事前の承諾を得た場合には、この限りではない。
- 4 構成企業は、自らの責任及び費用負担において、担当する本業務の現場における安全管理及び警備等を行う。本業務に関し、建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により追加費用又は損害が発生した場合、当該追加費用又は損害は構成企業が負担する。ただし、不可抗力により追加費用又は損害が発生した場合は、第14章の規定に従う。

(市が提供した資料等に関する市の責任等)

第12条 構成企業が本事業を履行する過程で、又は履行した結果、市が提示した、耐震補強工事に関するVE提案棟についての耐震診断報告書及び工事対象棟に関する実施設計図書に誤りがあることが判明した場合、並びに、既存校舎等の構造等に入札書提出時に想定できなかつ重大な欠陥があることが判明した場合、構成企業は、発見した当該誤り又は欠陥について、発見後直ちに市に通知する義務を負い、当該誤り又は欠陥により事業者提案等の見直しが必要となるときは、その見直し内容等について、市と構成企業の間で十分な協議を行う。

- 2 前項の協議により、前項の誤り又は欠陥について、構成企業が合理的に要求される努力を尽くしても、当該誤り又は欠陥の発見時期以前（入札書提出時を含む。）に、当該誤り又は欠陥を発見することが不可能又は著しく困難であったと客観的に認められる場合には、市が、前項に基づき見直し内容に関する十分な協議を行った上で、見直しに起因して発生する追加費用を合理的な範囲で負担する。ただし、構成企業は、当該追加費用の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。
- 3 第1項の協議により、第1項の誤り若しくは欠陥の発見時期が、構成企業が合理的に要求される努力を尽くしていれば発見されたであろう時期よりも遅延したと客観的に認められる場合、又は、当該誤り若しくは欠陥についての構成企業からの市に対する通知が構成企業の責めに帰すべき事由により遅延したと客観的に認められる場合には、市は、当該遅延により発生する追加費用の一部（発見時期の遅延の場合には、構成企業において、構成企業が合理的に要求される努力を尽くしていれば発見されたであろう時期に発見されていても発生したことを客観的に明らかにした金額、市に対する通知の遅延の場合には、構成企業において、当該遅延がなくても発生したことを客観的に明らかにした金額）のみ負担し、残余は、構成企業が負担する。ただし、構成企業は、市が負担する追加費用の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。
- 4 第1項の事由が判明した場合において、当該誤り又は欠陥について、事業者提案等の見直しによっても、第三者機関の評価が取得できないその他業務水準に従った耐震補強業務又は大規模改造業務を実施することができないと構成企業が判断するときは、その判断結果につき具体的な理由とともに市に報告しなければならない。市はかかる構成企業の報告を踏まえて本業務継続の要否を最終的に決定し、構成企業に通知する。
- 5 前項の場合において、市は、当該工事対象棟に関する業務の全部又は一部についてのみ、本事業契約を解除することができる。
- 6 前項の解除の効力は将来に向けて生じるものとし、当該解除を行った場合、解除された業務に関する市及び構成企業の権利義務は将来に向けて消滅するものとする。
- 7 第5項の解除を行った場合、市は、構成企業が実際に履行した業務に係る対価のみ、別

紙 12の 3 項に従って支払い、当該解除に基づく構成企業の損害は負担せず、当該解除時点までに市及び構成企業が負担した解除された業務に関する費用の清算は行わないものとする。

- 8 第 5 項の解除を行った場合、代表企業は、市に対し、工事対象棟毎に、構成企業が解除までに実際に履行した業務に関し、業務遂行の成果として作成された書類（以下「成 果書類」という。）又は成果書類のない場合には市が求める内容の報告書を解除から 21 日以内に提出する。市は、当該成果書類又は報告書に基づき、履行された業務の内容を確認し、構成企業と協議のうえ、業務の種類毎に、履行された業務の進捗割合を判定し、速やかにその結果（是正箇所がある場合には是正要求を含む。）を代表企業に通知する。
- 9 第 4 項の場合において、市が、本業務の継続を決定したときは、構成企業はかかる市の決定に従う。ただし、その結果、耐震補強工事に関する VE 提案棟について第三者機関の評価が取得できなかった場合は、第 31 条（第三者機関の評価が取得できなかった場合の措置）の規定に従う。
- 10 市が本事業を実施するために構成企業に開示した資料（入札説明書等を除く。）に誤りがあつても、第 1 項に定めたものを除き、市は一切責任を負わない。

（第三者に生じた損害）

第 13 条 構成企業が本事業を履行する過程で、又は履行した結果、第三者に損害が発生したときは、構成企業はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、市の責めに帰すべき事由により生じたもの（構成企業のいずれかの責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）については、合理的と認められる範囲で市が負担する。

（セルフモニタリングの実施）

- 第 14 条 構成企業は、耐震補強業務、大規模改造業務及び定期点検業務の実施にあたり、業務水準を満たしているか否かを自ら検証するセルフモニタリングを実施する。
- 2 セルフモニタリングは、耐震補強業務、大規模改造業務及び定期点検業務の実施前に構成企業が策定する要求性能確認計画書に基づき実施することとし、構成企業は、セルフモニタリングの結果を記載した要求性能確認報告書を作成し、市に提出する。
- 3 市は、要求性能確認報告書の内容を確認し、その結果（業務水準との間に不一致がある場合には、その不一致の是正要求を含む。）を、構成企業に通知する。
- 4 構成企業は、前項の是正要求を受けたときは、自己の責任と費用において、速やかに当該不一致を是正し、是正結果を市に報告し、市は当該是正結果を確認する。本項による市の確認の通知については、前項を準用し、本項による構成企業の是正によってもなお、耐震補強業務、大規模改造業務及び定期点検業務の内容と業務水準との間に不一致がある場合の市の結果の確認の通知については、前項及び本項を準用する。
- 5 市は、第 2 項の要求性能確認報告書の受領、第 3 項の確認及び通知並びに第 4 項の是正結果の受領及び確認を理由として、本業務の全部又は一部について何らの責任も負担しない。

（学校教育活動及び近隣等への配慮）

第 15 条 構成企業は、契約期間中、対象校において、通常通り学校教育活動を行うことができるよう、校舎その他対象校敷地内の施設を使用できる状態を確保し、その他業務水準を遵守して、学校教育活動、児童、生徒、教職員その他学校利用者及び近隣住民等の安全、既存工作物の可能な限りの現状維持、周辺の住環境、並びに学校教育活動や周辺の住環境に対する工事車両による影響に十分配慮して、本事業を遂行しなければならない（以下「学校教育活動及び近隣等への配慮義務」という。）。

- 2 市の責めに帰すべき事由により、学校教育活動及び近隣等への配慮義務履行に係る費

用が増加する場合又は損害が発生した場合、市は、当該追加費用又は損害を合理的な範囲で負担する。ただし、構成企業は、当該追加費用及び損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

- 3 構成企業の責めに帰すべき事由により、学校教育活動及び近隣等への配慮義務履行に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合、構成企業が当該追加費用又は損害を負担する。
- 4 法令の変更又は不可抗力により学校教育活動及び近隣等への配慮義務履行に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合、第13章又は第14章に従う。

(本業務の全部又は一部の一時中止等)

第16条 市は、必要と認めた場合には、構成企業に対して担当する本業務の中止の内容及び理由を通知して、本業務の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。

- 2 市は、前項により本業務の全部又は一部の実施を一時中止させた場合において、必要と認めたときには、工事期間又は本業務に係る対価を変更することができる。また、かかる本業務の一時中止が構成企業の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、構成企業に生じた本業務の続行に備え現場を維持するための費用、労働者及び工事機械器具等を保持するための費用、その他本業務の一時中止及びその続行準備に起因して発生した追加費用又は損害は、市が合理的な範囲でこれを負担する。ただし、構成企業は、当該追加費用及び損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。
- 3 本業務の一時中止が法令の変更又は不可抗力に起因する場合には、第13章又は第14章に従う。

第3章 耐震補強設計業務

第1節 総則

(耐震補強設計業務)

第17条 設計企業は、それぞれ、別紙5に定める分担に従い、自らの責任及び費用負担において、本件日程表の日程に従い、法令を遵守の上、業務水準に従い、耐震補強設計対象棟の耐震補強計画の作成業務、耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得業務及び実施設計業務を含む耐震補強設計業務及びその他業務のうち耐震補強設計業務に付随する業務を行う。

- 2 設計企業は、本事業契約締結後速やかに、耐震補強設計業務に関する工程表を作成し、工事監理企業の承認を得た上で、これを耐震補強設計業務に着手する前に代表企業を通じて市に提出する。

(耐震補強計画の作成)

第18条 設計企業は、本件日程表に従い、法令を遵守の上、業務水準に従い、耐震補強工事に係る耐震補強計画の作成を開始し、かかる耐震補強計画の作成の進捗状況につき市による定期的な確認を受けるとともに、耐震補強計画の作成業務の着手時及び完了時に別紙4-1に掲げる書類を市に提出する。市は、当該書類に基づき、耐震補強計画の内容を確認し、その結果（業務水準との間に不一致がある場合には、その不一致の是正要求を含む。）を、設計企業に通知する。

- 2 設計企業は、前項のは正要求を受けたときは、自己の責任と費用において、速やかに当該不一致を是正し、是正結果を市に報告し、市は当該是正結果を確認する。本項による市の確認の通知については、前項第2文を準用し、本項による設計企業のは正によつ

てもなお、耐震補強計画の内容と業務水準との間に不一致がある場合の市の結果の確認の通知については、前項第2文及び本項を準用する。

- 3 設計企業は、市からの指摘により又は自ら耐震補強計画に不備・不具合等を発見したときは、自らの責任及び費用負担において速やかに耐震補強計画の修正を行い、修正点について市に報告し、その確認を受ける。修正後の耐震補強計画について不備・不具合等が発見された場合も同様とする。

(実施設計)

第19条 設計企業は、市から前条第1項又は第2項に基づく確認を得、かつ第2節に定める第三者機関の評価取得業務を完了した後、速やかに耐震補強工事に係る実施設計を開始し、かかる実施設計の進捗状況につき市による定期的な確認を受けるとともに、本件日程表に基づき、実施設計業務の着手時及び完了時に別紙4-2に掲げる書類を、代表企業を通じて市に提出する。市は、当該書類に基づき、設計内容を確認し、速やかにその結果（業務水準との間に不一致がある場合には、その不一致の是正要求を含む。）を、設計企業に通知する。なお、本項による市の確認の通知については、前条を準用する。

- 2 設計企業は、市からの指摘により又は自ら実施設計に不備・不具合等を発見したときは、自らの責任及び費用負担において速やかに実施設計の修正を行い、修正点について市に報告し、その確認を受ける。修正後の実施設計について不備・不具合等が発見された場合も同様とする。

(市の責任の不負担)

第20条 市は、第17条第2項の工程表の受領、第18条の耐震補強計画の作成業務に係る書類の受領及び確認並びに第19条の実施設計業務に係る書類等の受領及び確認を理由として、本業務の全部又は一部について何らの責任も負担しない。

(設計の変更)

第21条 市は、必要があると認めるときはいつでも、設計企業に対して、構成企業の提案を逸脱しない範囲内で、かつ、第三者機関の評価取得後は耐震補強計画の同一性が保持される範囲内で、変更内容を通知して、設計の変更（耐震補強計画の変更を含む。以下同様。）を請求することができる。設計企業は、市から当該通知を受領した後14日以内に、市に対してかかる設計の変更に伴い発生する費用、工事期間、本件日程表及び耐震補強設計業務に関する工程表の変更の有無、並びに第三者機関の評価取得前であれば、その評価取得の可否の見込み等の検討結果を報告しなければならない。市はかかる設計企業の検討結果を踏まえて設計の変更の要否を最終的に決定し、設計企業に通知する。設計企業はかかる市の通知に従う。

- 2 設計企業は、市の書面による事前の承認を得た場合を除き、設計の変更を行うことができない。
- 3 法令の変更又は不可抗力により設計の変更が必要となったときは、設計企業は、市の書面による事前の承認を得て、当該変更を行う。この場合の追加費用については、第13章及び第14章の定めに従う。

(設計費用の増加又は損害の発生)

第22条 市の責めに帰すべき事由により設計費用が増加する場合又は損害が発生した場合、市は、当該追加費用又は損害を合理的な範囲で負担する。ただし、構成企業は、当該追加費用及び損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

- 2 設計企業の責めに帰すべき事由により設計費用が増加する場合又は損害が発生した場

合、設計企業が当該追加費用又は当該損害を負担する。

3 法令の変更又は不可抗力により設計費用が増加する場合又は損害が発生する場合、第13章又は第14章に従う。

(耐震補強設計業務の再受託)

第23条 設計企業は、自らの代わりに、耐震補強設計業務の一部を設計再受託者に委託することができる。この場合は、設計企業は、関連資料を添えて市にその旨を申し出て、事前に市の承認を得なければならない。ただし、設計企業は、耐震補強設計業務の全部又は主たる部分を一括して設計再受託者に委託してはならない。

2 前項に基づき、耐震補強設計業務の一部を受託した設計再受託者がさらに耐震補強設計業務の一部を設計再々受託者に委託する場合は、設計企業は関連資料を添えて市にその旨を申し出て、事前に市の承認を得なければならない。

3 前二項に基づく設計再受託者及び設計再々受託者の使用は、全て設計企業の責任と費用負担において行い、設計再受託者及び設計再々受託者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、設計企業の責めに帰すべき事由とみなす。

4 設計企業等の責めに帰すべき事由に起因して耐震補強業務の全部又は一部が遅延した場合において、市又は設計企業が負担することとなる追加費用及び損害については、全て設計企業が負担する。

(設計書類等の著作権等)

第24条 市は、設計書類等及び本施設について、市の裁量により無償利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、本事業契約の終了後も存続する。

2 前項の設計書類等及び本施設が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利の帰属は、著作権法の定めるところによる。

3 前項にかかわらず、設計企業は、市が当該設計書類等及び本施設を次の各号に掲げるところにより利用をすることができるようにならなければならず、自ら又は著作者（市を除く。以下本条において同じ。）をして、著作権法に定める権利（同法第19条第1項及び第20条第1項に定める権利を含む。）を行使し又は行使させてはならない。

(1) 成果物又は本施設の内容を公表すること。

(2) 本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、市及び市の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

(3) 本施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

(4) 本施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。

4 設計企業は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし又はさせてはならない。ただし、あらかじめ市の承認を得た場合は、この限りでない。

(1) 第2項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡、担保提供その他の方法で処分し、又は承継させること。

(2) 設計書類等及び本施設の内容を公表すること。

(3) 本施設に設計企業又は著作者の実名又は変名を表示すること。

5 設計企業は、自ら又は著作者が前項第1号により著作権を第三者に譲渡又は承継させる場合、当該第三者に、前二項に掲げる義務を負わせなければならない。

(著作権その他の権利の侵害の防止)

第25条 設計企業は、その作成する成果物及び関係書類（設計書類等及び本施設を含む。以下同じ。）が、第三者の有する著作権その他の権利を侵害しないことを、市に対して保証する。

2 設計企業は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権その他の権利を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。かかる著作権その他の権利の侵害に関して、市が損害の賠償を行い又は費用を負担した場合（ただし、市は、いかなる場合においても、設計企業に代わって当該損害の賠償を行い又は費用を負担する義務を負わない。）には、設計企業は、市に対し、かかる損害及び費用の全額を補償する。

（特許権等の使用）

第 26 条 設計企業は、特許権等の産業財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任（ライセンスの取得、ライセンス料の支払及びこれらに関する発生する費用の負担を含むが、これらに限らない。）を負わなければならない。ただし、市が、市及び設計企業以外の第三者の産業財産権の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を指定した場合において、業務水準書類に当該第三者の産業財産権の対象である旨の明示がなく、かつ設計企業も当該第三者の産業財産権の対象であることを知らなかつたときに限り、市はその使用に関する責任を負う。

（設計内容の確認）

第 27 条 市は、耐震補強設計業務が業務水準に基づき履行されていることを確認するために、本施設の設計内容その他について、設計企業に事前に通知した上で設計企業に対してその説明を求めることができ、また、書類の提出求めることができる。

- 2 設計企業は、前項に定める設計内容その他についての説明及び市による確認の実施につき市に対して最大限の協力をを行い、また設計受託者及び設計再々受託者をして、市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせなければならない。
- 3 市は、前二項に基づき説明、報告等を受けたときは、指摘事項がある場合には適宜これを、代表企業を通じて設計企業に伝え、又は意見を述べることができるが、説明、報告等を受けたこと、及び意見を述べたことを理由として、本業務の全部又は一部について何らの責任も負わない。

第 2 節 耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得

（耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得）

第 28 条 設計企業は、自らの責任及び費用負担において、本件日程表記載の日程に従い、法令を遵守の上、第 1 節の定めに従い作成された業務水準を満たす耐震補強計画について、第三者機関の評価取得業務を行う。

- 2 市は、第三者機関の評価取得業務につき、合理的な範囲で協力する。ただし、市は、第三者機関の評価取得業務に係る協力を理由として、本業務の全部又は一部について何らの責任も負担しない。
- 3 設計企業は、本事業契約締結後速やかに、第三者機関の評価取得業務に関する工程表を作成し、工事監理企業の承認を得た上で、第三者機関の評価取得業務に着手するまでに代表企業を通じて市に提出する。
- 4 設計企業は、業務水準に従い、第三者機関から評価書を取得し、その取得の後速やかに市に提出する。また、設計企業は、評価書を取得した後、必要に応じて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年 10 月 27 日法律第 123 条）第 8 条第 1 項の規定に基づく耐震改修計画の認定又は計画通知を受けるための手続を行う。
- 5 設計企業は、第三者機関の評価取得の進捗状況につき市による確認を受けるとともに、本件日程表に基づき、第三者機関の評価取得業務の着手時及び完了時に別紙 4-3 に掲げる書類を市に提出する。市は、当該書類に基づき、第三者機関の評価取得業務内容を確認

し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求を含む。）を設計企業に通知する。

- 6 第22条（設計費用の増加又は損害の発生）及び第23条（耐震補強設計業務の再受託）の規定は、第三者機関の評価取得業務に準用する。

（第三者機関の評価取得の結果、耐震補強工事を要しなくなった場合の措置）

- 第29条 耐震補強設計対象棟の全部又は一部の棟について、第三者機関の評価取得の結果（設計企業が、耐震診断に対する第三者機関の評価を任意的に取得した場合を含む。）、 I_{s} 値 ≥ 0.75 かつ $C T U \cdot S D \geq 0.3$ の判定結果に至った場合には、当該棟に関する業務のうち、耐震補強設計業務、耐震補強工事業務及び耐震補強工事の工事監理業務の限度で、市は速やかに本事業契約を解除する。
- 2 前項の解除の効力は将来に向けて生じるものとし、当該解除を行った場合、解除された業務に関する市及び構成企業の権利義務は将来に向けて消滅するものとする。
- 3 第1項の解除を行った場合、市は、解除された業務に係る耐震補強設計対象棟に関する対価のうち、耐震補強業務費のうちの耐震補強計画の作成にかかる費用及び耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得業務に係る費用並びにその他諸経費（ただし、設計企業が、耐震診断に対する第三者機関の評価を任意的に取得した結果、第1項の解除を行った場合、市は、設計企業が当該第三者機関の評価取得までに要した合理的な費用と読み替える。）のみ別紙12の3項に従って支払い、当該解除に基づく構成企業の損害は負担せず、当該解除時点までに市及び構成企業が負担した解除された業務に関する費用の清算は行わないものとする。なお、当該耐震補強設計対象棟に関する、大規模改造業務及び定期点検業務についてはこの限りでない。
- 4 第12条（市が提供した資料等に関する市の責任等）第8項の規定は、本条の解除に準用する。

（第三者機関の指摘や指導等による耐震補強計画の変更）

- 第30条 設計企業は、第三者機関の指摘や指導等により耐震補強計画の変更が必要と判断したときは、直ちに市にその旨を通知する義務を負い、その変更内容等について、市と構成企業の間で十分な協議を行うものとする。
- 2 設計企業は、前項の協議に基づき、市の書面による承認を得たときは、耐震補強計画を変更することができる。
- 3 第1項の指摘や協議等及び前項の変更により設計企業に追加費用又は損害が発生したときも、次項及び第5項に定める場合を除き、設計企業がその追加費用又は損害を負担する。
- 4 第1項の指摘や指導等の原因につき、設計企業が市による第21条（設計の変更）の設計変更請求に基づくものであることを客観的に明らかにしたうえ、その原因が、当該設計変更請求の際に、設計企業が市に対し当該設計変更請求によれば第三者機関の評価取得が困難となる旨合理的根拠を示して報告していたものであったとき、又は、設計企業が第12条（市が提供した資料等に関する市の責任等）第4項の市の判断に基づくものであることを客観的に明らかにしたうえ、その原因が、第12条（市が提供した資料等に関する市の責任等）第4項の規定に従い、構成企業が第三者機関の評価取得が困難となる旨合理的根拠を示して報告していたものであったときは、市は、設計企業に発生した第3項の追加費用又は損害を合理的な範囲で負担する。ただし、設計企業は、当該追加費用及び損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。
- 5 第1項の指摘や指導等の原因につき、設計企業が本事業に直接影響を及ぼす法令の変更又は不可抗力によるものであることを客観的に明らかにしたときは、市は、設計企業に発生した第3項の追加費用又は損害を別紙15又は別紙16に従い合理的な範囲で負担する。

(第三者機関の評価が取得できなかった場合の措置)

- 第31条 耐震補強設計対象棟の全部又は一部について、設計企業が、本件日程表記載の第三者機関の評価取得期限までに、第三者機関の評価を取得することができなかつた場合において、市は、設計企業と協議の上、耐震補強計画に対する第三者機関の評価が取得できなかつた棟について、設計企業が第三者機関の評価を取得するためには、過分の費用を要するか、又はさらなる時間を要するために本施設引渡期限日までに当該棟の本施設を引き渡すことができない、と判断した場合には、当該棟に関する耐震補強業務及び大規模改造業務の全部又は一部について、本事業契約を解除することができる。
- 2 前項の解除を行つた場合、次項及び第4項に定める場合を除き、市は、当該棟に関する解除した業務について一切の対価を支払わず、構成企業に生じた追加費用及び損害を負担せず、設計企業は市の追加費用及び損害を負担しなければならない。
- 3 第1項の解除を行つた場合、第三者機関の評価を取得することができない原因につき、設計企業が市による第21条（設計の変更）の設計変更請求に基づくものであることを客観的に明らかにしたうえ、その原因が、当該設計変更請求の際に、設計企業が市に対し当該設計変更請求によれば第三者機関の評価取得が困難となる旨合理的根拠を示して報告していたものであったとき、又は、設計企業が第12条（市が提供した資料等に関する市の責任等）第4項の市の判断に基づくものであることを客観的に明らかにしたうえ、その原因が、第12条（市が提供した資料等に関する市の責任等）第4項の規定に従い、構成企業が第三者機関の評価取得が困難となる旨合理的根拠を示して報告していたものであったときは、市は、当該棟に関する、耐震補強業務費のうち耐震補強計画の作成に係る費用及び耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得業務に係る費用並びにその他諸経費を別紙12の3項に従って支払うとともに、第1項の解除により構成企業に発生した追加費用又は損害を合理的な範囲で負担する。ただし、構成企業は、当該追加費用及び損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。
- 4 第1項の解除を行つた場合、第三者機関の評価を取得することができない原因につき、設計企業が本事業に直接影響を及ぼす法令の変更又は不可抗力によるものであることを客観的に明らかにしたときは、市は、当該棟に関する、耐震補強業務費のうち耐震補強計画の作成に係る費用及び耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得業務に係る費用並びにその他諸経費を別紙12の3項に従って支払うとともに、第1項の解除により構成企業に発生した追加費用又は損害を別紙15又は別紙16に従い合理的な範囲で負担する。
- 5 第12条（市が提供した資料等に関する市の責任等）第8項の規定は、市が第1項の解除を行つた場合で第3項及び前項が適用される場合に準用する。

第4章 大規模改造実施設計業務

(大規模改造実施設計業務)

- 第32条 設計企業は、それぞれ、別紙5に定める分担に従い、自らの責任及び費用負担において、本件日程表の日程に従い、法令を遵守の上、業務水準に従い、大規模改造設計対象棟の大規模改造実施設計業務及びその他業務のうち大規模改造実施設計業務に付随する業務を行う。
- 2 設計企業は、本事業契約締結後速やかに、大規模改造実施設計業務に関する工程表を作成し、工事監理企業の承認を得た上で、これを大規模改造実施設計業務に着手する前に代表企業を通じて市に提出する。

(実施設計)

- 第33条 設計企業は、本件日程表に従い、業務水準に従い、速やかに大規模改造実施工事

に係る実施設計を開始し、かかる実施設計の進捗状況につき市による定期的な確認を受けるとともに、本件日程表に基づき、実施設計業務の着手時及び完了時に別紙4-2に掲げる書類を、代表企業を通じて市に提出する。市は、当該書類に基づき、設計内容を確認し、速やかにその結果（業務水準との間に不一致がある場合には、その不一致の是正要求を含む。）を、設計企業に通知する。なお、本項による市の確認の通知については、第18条を準用する。

- 2 設計企業は、市からの指摘により又は自ら実施設計に不備・不具合等を発見したときは、自らの責任及び費用負担において速やかに実施設計の修正を行い、修正点について市に報告し、その確認を受ける。修正後の実施設計について不備・不具合等が発見された場合も同様とする。

(市の責任の不負担)

第34条 市は、第32条第2項の工程表の受領及び第33条の実施設計業務に係る書類等の受領及び確認を理由として、本業務の全部又は一部について何らの責任も負担しない。

(設計の変更)

第35条 市は、必要があると認めるときはいつでも、設計企業に対して、構成企業の提案を逸脱しない範囲内で、変更内容を通知して、大規模改造実施設計の変更を請求することができる。設計企業は、市から当該通知を受領した後14日以内に、市に対してかかる設計の変更に伴い発生する費用、工事期間、本件日程表及び大規模改造実施設計業務に関する工程表の変更の有無等の検討結果を報告しなければならない。市はかかる設計企業の検討結果を踏まえて設計の変更の要否を最終的に決定し、設計企業に通知する。設計企業はかかる市の通知に従う。

- 2 設計企業は、市の書面による事前の承認を得た場合を除き、大規模改造実施設計の変更を行うことができない。
- 3 法令の変更又は不可抗力により大規模改造実施設計の変更が必要となったときは、設計企業は、市の書面による事前の承認を得て、当該変更を行う。この場合の追加費用については、第12章及び第13章の定めに従う。

(設計費用の増加又は損害の発生)

第36条 市の責めに帰すべき事由により大規模改造実施設計費用が増加する場合又は損害が発生した場合、市は、当該追加費用又は損害を合理的な範囲で負担する。ただし、構成企業は、当該追加費用及び損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

- 2 設計企業の責めに帰すべき事由により大規模改造実施設計費用が増加する場合又は損害が発生した場合、設計企業が当該追加費用又は当該損害を負担する。
- 3 法令の変更又は不可抗力により大規模改造実施設計費用が増加する場合又は損害が発生する場合、第13章又は第14章に従う。

(大規模改造実施設計業務の再受託)

第37条 設計企業は、自らの代わりに、大規模改造実施設計業務の一部を設計再受託者に委託することができる。この場合は、設計企業は、関連資料を添えて市にその旨を申し出て、事前に市の承認を得なければならない。ただし、設計企業は、大規模改造実施設計業務の全部又は主たる部分を一括して設計再受託者に委託してはならない。

- 2 前項に基づき、大規模改造実施設計業務の一部を受託した設計再受託者がさらに大規模改造実施設計業務の一部を設計再々受託者に委託する場合は、設計企業は関連資料を添えて市にその旨を申し出て、事前に市の承認を得なければならない。

- 3 前二項に基づく設計再受託者及び設計再々受託者の使用は、全て設計企業の責任と費用負担において行い、設計企業再受託者及び設計再々受託者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、設計企業の責めに帰すべき事由とみなす。
- 4 設計企業等の責めに帰すべき事由に起因して大規模改造実施設計業務の全部又は一部が遅延した場合において、市又は設計企業が負担することとなる追加費用及び損害については、全て設計企業が負担する。

(設計書類等の著作権等)

- 第 38 条 市は、設計書類等及び本施設について、市の裁量により無償利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、本事業契約の終了後も存続する。
- 2 前項の設計書類等及び本施設が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める著作物に該当する場合には、著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利の帰属は、著作権法の定めるところによる。
 - 3 前項にかかわらず、設計企業は、市が当該設計書類等及び本施設を次の各号に掲げるところにより利用をすることができるようにならなければならず、自ら又は著作者（市を除く。以下本条において同じ。）をして、著作権法に定める権利（同法第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に定める権利を含む。）を行使し又は行使させてはならない。
 - (1) 成果物又は本施設の内容を公表すること。
 - (2) 本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、市及び市の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (3) 本施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - (4) 本施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。
 - 4 設計企業は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし又はさせてはならない。ただし、あらかじめ市の承認を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 第 2 項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡、担保提供その他の方法で処分し、又は承継させること。
 - (2) 設計書類等及び本施設の内容を公表すること。
 - (3) 本施設に設計企業又は著作者の実名又は変名を表示すること。
 - 5 設計企業は、自ら又は著作者が前項第 1 号により著作権を第三者に譲渡又は承継させる場合、当該第三者に、前二項に掲げる義務を負わせなければならない。

(著作権その他の権利の侵害の防止)

- 第 39 条 設計企業は、その作成する成果物及び関係書類（設計書類等及び本施設を含む。以下同じ。）が、第三者の有する著作権その他の権利を侵害しないことを、市に対して保証する。
- 2 設計企業は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権その他の権利を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。かかる著作権その他の権利の侵害に関して、市が損害の賠償を行い又は費用を負担した場合（ただし、市は、いかなる場合においても、設計企業に代わって当該損害の賠償を行い又は費用を負担する義務を負わない。）には、設計企業は、市に対し、かかる損害及び費用の全額を補償する。

(特許権等の使用)

- 第 40 条 設計企業は、特許権等の産業財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任（ライセンスの取得、ライセンス料の支払及びこれらに関して発生する費用の負担を含むが、これらに限らない。）を負わなければならない。ただ

し、市が、市及び設計企業以外の第三者の産業財産権の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を指定した場合において、業務水準書類に当該第三者の産業財産権の対象である旨の明示がなく、かつ設計企業も当該第三者の産業財産権の対象であることを知らなかったときに限り、市はその使用に関する責任を負う。

(設計内容の確認)

第41条 市は、大規模改造実施設計業務が業務水準に基づき履行されていることを確認するため、本施設の設計内容その他について、設計企業に事前に通知した上で設計企業に対してその説明を求めることができ、また、その他の書類の提出を求めることができる。

- 2 設計企業は、前項に定める設計内容その他についての説明及び市による確認の実施につき市に対して最大限の協力をを行い、また設計受託者及び設計再々受託者をして、市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせなければならない。
- 3 市は、前二項に基づき説明、報告等を受けたときは、指摘事項がある場合には適宜これを、代表企業を通じて設計企業に伝え、又は意見を述べることができるが、説明、報告等を受けたこと、及び意見を述べたことを理由として、本業務の全部又は一部について何らの責任も負わない。

第5章 工事監理業務

(工事監理企業による工事監理)

第42条 工事監理企業は、それぞれ、別紙5に定める分担に従い、自らの責任及び費用負担において、本件日程表の日程に従い、法令を遵守の上、業務水準に従って、工事監理業務及びその他業務のうち工事監理業務に付随する業務を行う。

- 2 工事監理企業は、自らの代わりに、工事監理業務の一部を工事監理再受託者に委託しようとする場合は、関連資料を添えて市にその旨を申し出て、事前に市の承認を得なければならない。ただし、工事監理企業は、工事監理業務の全部又は主たる部分を一括して工事監理再受託者に委託してはならない。
- 3 前項に基づき、工事監理業務の一部を受託した工事監理再受託者がさらに工事監理業務の一部を工事監理再々受託者に委託する場合は、工事監理企業は、関連資料を添えてその旨を市に申し出て、事前に市の承認を得なければならない。
- 4 前二項に基づく工事監理再受託者及び工事監理再々受託者の使用は、全て工事監理企業の責任と費用負担において行い、工事監理再受託者及び工事監理再々受託者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、工事監理企業の責めに帰すべき事由とみなす。
- 5 施工企業等は、工事監理企業等が受託する業務を行うことはできず、また、施工企業等と工事監理企業等との間において次の各号に掲げるいずれかの資本関係又は人的関係があつてはならない。
 - (1) 工事監理企業等が、施工企業等の発行済株式の 50%を超える株式を保有していること、又は施工企業等の資本総額の 50%を超える出資を行っていること。
 - (2) 施工企業等が、工事監理企業等の発行済株式の 50%を超える株式を保有していること、又は工事監理企業等の資本総額の 50%を超える出資を行っていること。
 - (3) 工事監理企業等の代表権を有する役員が、施工企業等の代表権を有する役員を兼ねていること。
- 6 工事監理企業は、自ら又は工事監理再受託者若しくは工事監理再々受託者をして、市に対して、耐震補強工事及び大規模改造工事につき毎月定期的に報告を行う。また、市は、必要と認めた場合（工事監理業務の完了時を含むが、これに限られない。）には、隨時、工事監理企業等に耐震補強工事及び大規模改造工事に関する事前説明及び事後報告

を求める、又は工事監理企業に対して工事監理再受託者又は工事監理再々受託者をして耐震補強工事及び大規模改造工事に関する事前説明及び事後報告を行わせるよう求めることができる。

- 7 工事監理企業は、自ら又は工事監理再受託者若しくは工事監理再々受託者をして、工事監理者（建築基準法第5条の4第4項の規定による工事監理者）を専任し又は専任させ、工事監理業務を実施させる。なお、工事監理者は、1校又は複数（ただし、年度当たり3校以内とする。）の対象校の工事現場を一体的に専任するものとし、当該事業年度ごとに、工事監理を行ういづれかの工事現場に常駐するものとする。
- 8 工事監理者の設置は、全て工事監理企業の責任と費用負担において行い、工事監理者の活動により生じた追加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんを問わず、工事監理企業がこれを負担する。
- 9 工事監理企業等の責めに帰すべき事由に起因して耐震補強業務及び大規模改造業務の全部又は一部が遅延した場合において、市又は工事監理企業につき生じた追加費用及び損害については、全て工事監理企業が負担する。

第6章 耐震補強工事業務及び大規模改造工事業務

第1節 総則

（耐震補強工事業務及び大規模改造工事業務）

- 第43条 施工企業は、それぞれ、別紙5に定める分担に従い、自らの責任及び費用負担において、本件日程表の日程に従い、法令を遵守の上、業務水準に従って耐震補強工事及び大規模改造工事を工事期間内に完成させるとともにその他業務のうち耐震補強工事業務及び大規模改造工事業務に付随する業務を行う。
- 2 本施設の施工方法その他の耐震補強工事及び大規模改造工事のために必要な一切の手段は、施工企業が その責任及び費用負担において定め、行うものとする。
 - 3 施工企業は、工事期間中、別紙6に定める保険に加入し、保険料を負担する。施工企業は、かかる保険の証券又はこれに代わるものとして市が認めたものを耐震補強工事及び大規模改造工事の開始に先立ち直ちに市に提示し、その原本と相違ないことを証明する文言を付した写しを提出しなければならない。
 - 4 市の責めに帰すべき事由により耐震補強工事及び大規模改造工事に要する費用が増加する場合又は損害が発生した場合、市は、当該追加費用又は損害を合理的な範囲で負担する。ただし、構成企業は、当該追加費用及び損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。
 - 5 施工企業等の責めに帰すべき事由により耐震補強工事及び大規模改造工事に要する費用が増加する場合又は損害が発生した場合、施工企業が当該追加費用又は損害を負担する。なお、耐震補強工事及び大規模改造工事に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延は、施工企業の責めに帰すべき事由とする。
 - 6 法令の変更又は不可抗力により耐震補強工事及び大規模改造工事に要する費用が増加する場合又は損害が発生した場合、第13章又は第14章に従う。

（工事開始時提出書類等）

- 第44条 施工企業は、本件日程表の日程に従って、本事業契約締結後速やかに別紙7-1に規定する工事開始時提出書類を作成し、工事監理企業の承認を得た上で、市に提出・報告する。施工企業は、工事の進捗に合わせて工事工程表を作成し、工事監理企業の承認

を得た上で市に報告し、市の承認を得なければならない。市に提出した工事開始時提出書類又は工事工程表に変更が生じた場合は、当該変更を工事開始時提出書類又は工事工程表に反映し、一週間以内に市に報告し、市の承認を得なければならない。

- 2 施工企業は、前項に定める工事工程表に従って工事を遂行する。
- 3 施工企業は、工事現場に常に工事記録を整備し、市の要求があつた際には速やかに開示する。
- 4 施工企業は、工事期間中に別紙7-2に規定する書類を当該書類の対象事項に応じて遅滞なく提出する。ただし、別紙7-2に規定する書類のうち特に指定する書類は、施工企業等が工事監理企業に提出して、その承認を受けたものを工事監理企業が市に提出・報告する。

(耐震補強工事業務及び大規模改造工事業務に係る施工企業等の使用)

第45条 施工企業は、自らの代わりに、耐震補強工事業務及び大規模改造工事業務の一部を施工再受託者に請け負わせようとするときは、関連資料を添えてその旨を市に申し出て、事前に市の承認を得なければならない。ただし、施工企業は、耐震補強工事業務及び大規模改造工事業務の全部又は主たる部分を一括して施工再受託者に請け負わせてはならない。

- 2 前項に基づき、耐震補強工事業務及び大規模改造工事業務の一部を請け負った施工再受託者がさらに耐震補強工事業務及び大規模改造工事業務の一部を施工再々受託者に請け負わせる場合は、施工企業は、関連資料を添えて市にその旨を申し出て、事前に市の承認を得なければならない。
- 3 前二項に基づく、施工再受託者及び施工再々受託者の使用は、全て施工企業の責任と費用負担において行い、施工再受託者及び施工再々受託者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、施工企業の責めに帰すべき事由とみなす。
- 4 施工企業等の責めに帰すべき事由に起因して耐震補強業務及び大規模改造業務の全部又は一部が遅延した場合において、市又は施工企業につき生じた追加費用及び損害については、全て施工企業が負担する。

第2節 仮設校舎等の利用

(仮設校舎等の利用)

第46条 施工企業は、工事期間中に、仮設校舎を一部の教室等の移転先として利用することができ、対象校5校の仮設校舎の設置位置は、要求水準書別紙5に示す概ねの位置を基本とし、業務水準に基づき詳細は市及び学校と協議のうえ決定する。

- 2 施工企業は、仮設校舎及びその付帯設備の一切（以下「仮設校舎等」という。）を建設する場合（桜が丘小学校の体育倉庫を改装する場合を含む。）、その建設、維持管理及び解体撤去に要する費用はすべて、施工企業の負担とする。
- 3 仮設校舎等の建設及び解体撤去については、施工企業は、本件日程表の記載に従い、運動会等の学校行事に支障を来さないようにして行わなければならない。

(仮設校舎等の権利関係)

第47条 仮設校舎等の所有権は施工企業が有することとし、施工企業において、必要な火災保険その他の保険に加入した上で、市に対して、速やかに保険証券の写しを交付するものとする。

- 2 施工企業は、仮設校舎等に関する建築基準法、消防法等の関係法令に基づく諸手続及び上下水道等に関する手続等（既設校舎に影響を及ぼす場合には、既設校舎に関する手続を含む。）を、自らの費用と責任で行わなければならない。

(仮設校舎等の解体等)

第48条 施工企業は、市に対し、本件日程表の記載に従い、本施設の引渡しまでに、仮設校舎等（桜ヶ丘小学校の体育倉庫を改装した場合には、改装後の体育倉庫を含む。）を解体撤去し、仮設校舎等を設置した場所を原状に復して引渡さなければならない。

第3節 市による確認等

(施工企業による報告、市による説明要求及び耐震補強工事現場立会い)

第49条 市は、耐震補強工事及び大規模改造工事の施工状況について、隨時（本施設の完工時を含むが、これに限られない。）、施工企業に対して報告を要請することができ、施工企業は、施工状況を市に毎月報告するほか、市から要請があった場合、施工の事前説明及び事後報告を行う。また、市は、業務水準及び設計書類に従い耐震補強工事及び大規模改造工事が施工されていること等施工状況を確認するために、施工企業に事前に通知した上で、中間確認を求めることができる。中間確認の方法については、第51条（市による完成確認及び完成確認通知書の交付）第3項に準ずるものとし、詳細は市と施工企業が別途協議して定める。

- 2 市は、施工企業等が行う工程会議に立ち会うことができると共に、何時でも工事現場での施工状況の確認を行うことができる。また、市は、契約期間中、施工企業に対する事前の通知を行うことなく、隨時、耐震補強工事及び大規模改造工事に立ち会うことができる。
- 3 市は、工事開始日前及び工事期間中、隨時、施工企業に対して質問をし、耐震補強工事及び大規模改造工事について説明を求めることができる。施工企業は、市からかかる質問を受領した後7日以内に、市に対して回答を行わなければならない。市は、施工企業の回答内容が合理的でないと判断した場合、協議を行うことができる。
- 4 前三項に規定する報告、確認、説明、回答又は立会いの結果、本業務の履行状況が業務水準及び設計書類の内容を逸脱していることが判明した場合、市は、施工企業に対してその是正を求めることができ、施工企業はこれに従わなければならない。
- 5 施工企業は、工事期間中において施工企業が行う、工事監理企業が定める耐震補強工事及び大規模改造工事に係る検査又は試験について、事前に市に対して通知する。市は、当該検査又は試験に立ち会うことができる。
- 6 本条に規定する市の施工企業に対する説明の要求又は市の耐震補強工事及び大規模改造工事への立会い等を理由として、市は、本業務の全部又は一部について何らの責任を負担しない。
- 7 施工企業は、本条に基づく耐震補強工事及び大規模改造工事の施工状況の確認の実施に際し、市に対して最大限の協力をを行い、また施工再受託者及び施工再々受託者をして市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせる。

第4節 工事完成

(施工企業による完工検査等)

第50条 施工企業は、自らの責任及び費用負担において、耐震補強工事及び大規模改造工事に関して、本施設の引渡しの前に、工事対象棟毎にそれぞれ完工検査を行う。

- 2 施工企業は、市に対して、前項の各完工検査を行う14日前までに、当該完工検査等を行う旨及びその要領を通知する。
- 3 市は、第1項の各完工検査への立会いを求めることができる。ただし、市はかかる立会いの実施を理由として何らの責任も負担しない。
- 4 施工企業は、第1項の各完工検査において、業務水準を充足しているか否か等につい

て、市が適當と認める方法によりそれぞれ検査し、当該完工検査における市の立会いの有無を問わず、その結果を記載した書類を、検査結果を裏付ける書面の写しを添えて、速やかに市に提出する。

(市による完成確認及び完成確認通知書の交付)

- 第 51 条 市は、本施設の引渡しの前に、工事対象棟毎にそれぞれ前条第 4 項に規定する書類の提出を受けた場合、耐震補強工事及び大規模改造工事の内容が業務水準を充足するか否かを確認する。
- 2 市は、前項の各完成確認の結果、業務水準を満たしていないことが判明した場合、施工企業に対して補修若しくは改造を求め、又は改善要求を行うことができる。なお、当該補修、改造、改善に係る費用は、施工企業が負担する。
- 3 第 1 項の完成確認の方法は、次の各号の規定のとおりとする。
- (1) 市は、施工企業等及び工事監理企業等立会いのもとで、完成確認を実施する。
- (2) 完成確認は、施工企業が整備した施工記録及び設計書類との照合により実施する。
- (3) 機器・器具・整備備品等の試運転等は、市による完成確認前に施工企業が実施し、その報告書を市に提出する。なお、施工企業は、試運転等を行う 14 日以上前までに市に通知しなければならず、市は、試運転等に立ち会うことができる。機器・器具・整備備品等の試運転等は、施工企業の責任及び費用負担により行う。
- (4) 施工企業は、前号の試運転等とは別に、機器・整備備品等の取扱いに関する市への説明を実施する。
- 4 市は、耐震補強工事及び大規模改造工事に関して、本施設の引渡しの前に、工事対象棟毎に業務水準を充足すると認めることができたときは、別紙 8に記載された完工書類のすべての提出を受けた後、代表企業に対して、完工書類の提出を受けた日（業務水準を充足すると認めることができた日がこれに遅れるときは、上記認めることができた日）の翌日から起算して 21 日以内に、別紙 9の様式による完成確認通知書をその都度遅滞なく交付する。
- 5 本条の市による完成確認の諸手続及び完成確認通知書の交付を理由として、市は本業務の全部又は一部について責任を負担しない。

(施工企業による本施設の引渡し)

- 第 52 条 施工企業は、本施設に関する完成確認通知書を受領したときは、別紙 10の様式による目的物引渡書を市に提出し、本施設引渡期限日までに本施設の引渡しをそれぞれ行う。
- 2 本施設の引渡しが本施設引渡期限日よりも遅延するときも、前項を適用する。
- 3 施工企業は、本施設の引渡しを本施設引渡期限日より早く行おうとする場合は、事前に市の承認を得なければならない。

(本施設の瑕疵担保)

- 第 53 条 市は、耐震補強工事又は大規模改造工事の内容に瑕疵があるときは、施工企業に対して、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、耐震補強工事及び大規模改造工事についての完成確認通知書のうち本事業契約に基づいて最後に交付されたものの交付日から 3 年以内に行わなければならない。
- 3 市は、本施設が第 1 項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、その滅失又は毀損が発生した日から 1 年以内に第 1 項の権利を行使しなければならない。
- 4 第 1 項の瑕疵が設計企業による耐震補強設計業務又は大規模改造実施設計業務に基づ

くものであった場合においても、施工企業は、第 1 項に基づく瑕疵担保責任を負い、その責任を免れることはないものとする。

第 5 節 工事期間の変更

(工事期間の変更)

第 54 条 構成企業が、構成企業の責めに帰すことのできない事由により工事期間の延長を必要とした場合、その旨を市に請求することができる。

- 2 市は、構成企業に対して、工事期間の変更を請求することができる。
- 3 前二項に基づく、工事期間の変更の可否、及びこれを変更する場合の変更後の工事期間は、市と代表企業は協議によりこれを定める。ただし、市と代表企業の間において協議が調わない場合、市が合理的な工事期間を定め、構成企業はこれに従わなければならぬ。

(工事期間変更に伴う費用負担及び違約金)

第 55 条 市の責めに帰すべき事由により、本施設の引渡しが遅延した場合、又は工事期間を短縮した場合には、市は、当該工事期間の変更に伴い構成企業に生じた追加費用又は損害を合理的な範囲で負担する。この場合、市は第 60 条及び別紙 12 に基づく支払時期と比較して対価の支払いが遅れることによる遅延損害金についてはこれを負担しない。ただし、構成企業は、当該追加費用及び損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

- 2 法令の変更又は不可抗力により、工事期間の延長等が生じ、本施設の引渡しが遅延した場合、又は工事期間を短縮した場合には、工事期間の変更に起因して構成企業に生じた合理的な追加費用及び損害の負担については、第 13 章又は第 14 章に従う。
- 3 構成企業の責めに帰すべき事由により、工事対象棟の全部又は一部の本施設の引渡しが遅延した場合、施工企業は、市に対し、当該工事対象棟の本施設引渡期限日の翌日から実際に本施設が施工企業から市に対して引渡された日までの期間（ただし、構成企業の責めに帰すことができない事由により本業務が本件日程表記載の日程より遅延した期間が競合する場合は、その期間を除く。）において、当該工事対象棟に係る耐震補強業務費、大規模改造業務費及びその他諸経費の合計額に本施設引渡期限日の消費税及び地方消費税相当額を加算した額と割賦手数料の合計額に対する年 10% に規定する遅延損害金の割合による違約金を支払うものとする。
- 4 構成企業の責めに帰すべき事由により、工事対象棟の全部又は一部の本施設の引渡しが遅延し、本施設の引渡しが遅延した工事対象棟の本施設引渡期限日の属する事業年度の 3 月末日までに、市が、代表企業に対して、完成確認通知書を交付することができなかった場合、施工企業は、市に対し、当該工事対象棟に係る耐震補強工事業務の進捗の程度にかかわらず、当該遅延がなかったならば当該工事対象棟の耐震補強工事及び大規模改造工事に関し交付されたはずの本件国庫交付金相当額の違約金を支払うものとする。ただし、構成企業の責めに帰すことができない事由により本業務が本件日程表記載の日程より遅延した期間が競合する場合で、かつ、構成企業の責めに帰すべき事由により本業務が本件日程表記載の日程より遅延した期間のみであれば、当該工事対象棟の本施設に関し、当該工事対象棟の本施設引渡期限日の属する事業年度の 3 月末日を超えない範囲で、市が代表企業に対し、完成確認通知書を交付することができた場合には本項は適用されず、構成企業の責めに帰すべき事由による当該棟の本施設引渡しの遅延期間についてのみ前項が適用されるものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、市は、前項の場合において当該工事対象棟の耐震補強工事及び大規模改造工事に関し本件国庫交付金の交付を受けるための例外的措置を講じる場合には、当該工事対象棟の耐震補強工事及び大規模改造工事に関し本件国庫交付金の交

付を受けることができるとの通知を受け、その旨を市が代表企業に対し通知するまでの間、または、当該工事対象棟の耐震補強工事及び大規模改造工事に関し本件国庫交付金の交付を受けることができないとの通知を市が受け、その旨を市が代表企業に対し通知するまでの間、施工企業に対し、前項の違約金の支払を留保させ、第 60 条の定めに従い当該工事対象棟について本業務に係る対価の支払期限が到来したときであっても、当該工事対象棟について本業務に係る対価の支払を留保する。その場合において、市及び施工企業は、当該留保された支払について遅滞の責めを負わない。市が、当該工事対象棟の耐震補強工事及び大規模改造工事に関し本件国庫交付金の交付を受けることができるとの通知を受け、その旨を市が代表企業に対し通知したときは、施工企業は、前項の違約金を支払う義務を免れるものの、市に対し、当該工事対象棟の本施設の引渡しを行った後速やかに、第 3 項の定めを準用して算出される違約金を支払い、市は、本業務に係る対価を、支払を留保していた場合については第 3 項の定めを準用して算出される違約金の支払を受けた後、代表企業から書面により対価の支払の請求を受けた日から 40 日以内に、その余の場合については第 60 条の定めに従い支払う。また、市が、当該工事対象棟の耐震補強工事及び大規模改造工事に関し本件国庫交付金の交付を受けることができないとの通知を受け、その旨を市が代表企業に対し通知したときは、施工企業は、市に対し、前項の違約金を支払い、市は、本業務に係る対価を、支払を留保していた場合については、前項の違約金の支払を受けた後、代表企業から書面により対価の支払の請求を受けた日から 40 日以内に、その余の場合については第 60 条の定めに従い支払う。

6 構成企業は、本施設の引渡しが遅延した工事対象棟の本施設引渡期限日の属する事業年度の 3 月末日までに、市が、代表企業に対して、完成確認通知書を交付することができなかつた場合には、原則として、市は本件国庫交付金の交付を受けることができなくなること、かかる場合であっても、市が、本件国庫交付金の交付を受けるための例外的措置を講じることが可能な場合があるものの、市として、当該措置を講じなかつたことあるいは当該措置を講じたものの本件国庫交付金の交付を受けることができなかつたことについて、何らの責任を負うものでないことを確認する。

7 前三項の場合において、市に当該違約金を超える損害が生じたときは、施工企業は、市に対し、その損害の額のうち当該違約金を超える額を支払うものとする。

8 本条の適用に当たり、本業務が本件日程表の日程よりも遅延する原因となった事由について、構成企業の責めに帰すべき事由とその他の事由が競合する遅延期間があるときは、市及び代表企業が協議の上、その各事由が当該遅延に与えた影響割合を算出し、構成企業の責めに帰すべき事由とその他の事由が競合して生じた遅延期間に構成企業の責めに帰すべき事由の影響割合を乗じて算出した期間をもって構成企業の責めに帰すべき事由による遅延期間とし、構成企業の責めに帰すべき事由とその他の事由が競合して生じた遅延期間から上記構成企業の責めに帰すべき事由による遅延期間とされた期間を控除した後の残期間を構成企業の責めに帰すことができない事由による遅延期間として、前五項を適用する。

9 本条の適用に当たり、耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得が本件日程表記載の期限に遅れた期間があったときは、その期間は構成企業の責めに帰すべき事由による遅延期間とする。ただし、当該遅延の原因につき、設計企業が市による第 21 条（設計の変更）の設計変更請求に基づくものであることを客観的に明らかにしたうえ、その原因が、当該設計変更請求の際に、設計企業が市に対し当該設計変更請求によれば第三者機関の評価取得が困難となる旨合理的根拠を示して報告していたものであったとき、又は、設計企業が第 12 条（市が提供した資料等に関する市の責任等）第 4 項の市の判断に基づくものであることを客観的に明らかにしたうえ、その原因が、第 12 条（市が提供した資料等に関する市の責任等）第 4 項の規定に従い、構成企業が第三者機関の評価取得が困難となる旨合理的根拠を示して報告していたものであったときは、当該遅延期間は構成企

業の責めに帰すことができない事由によるものとする。

- 10 市は、本条の違約金と本事業契約に基づき支払うすべての対価との間にて、当該対価がいかなる業務に対するものであるかや当該対価に係る業務を担当する構成企業の如何等にかかわらず、相殺することができるものとする（ただし、市はかかる義務を負わない。）。

第7章 定期点検業務

（維持管理企業による定期点検）

第56条 維持管理企業は、それぞれ、別紙5に定める分担に従い、自らの責任及び費用負担において、本件日程表の日程に従い、法令を遵守の上、業務水準に従い、定期点検業務及びその他業務のうち定期点検業務に付随する業務を行う。

- 2 維持管理企業は、自らの代わりに、定期点検業務の一部を維持管理再受託者に委託しようとする場合は、関連資料を添えて市にその旨を申し出て、事前に市の承認を得なければならない。ただし、維持管理企業は、定期点検業務の全部又は主たる部分を一括して維持管理再受託者に委託してはならない。
- 3 前項に基づき、定期点検業務の一部を受託した維持管理再受託者がさらに定期点検業務の一部を維持管理再々受託者に委託する場合は、維持管理企業は、関連資料を添えてその旨を市に申し出て、事前に市の承認を得なければならない。
- 4 前二項に基づく維持管理再受託者及び維持管理再々受託者の使用は、全て維持管理企業の責任と費用負担において行い、維持管理再受託者及び維持管理再々受託者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、維持管理企業の責めに帰すべき事由とみなす。
- 5 維持管理企業は、各事業年度の定期点検業務着手前に、当該事業年度の年間業務計画書を作成し、市に提出する。
- 6 維持管理企業は、定期点検業務の結果につき、市と維持管理企業が協議のうえ市が指定する様式の定期点検業務報告書を、当該事業年度の末日までに市に提出する。市は、当該定期点検業務報告書に基づき、定期点検の内容を確認し、速やかにその結果（是正箇所がある場合には是正要求を含む。）を維持管理企業に通知する。
- 7 市の責めに帰すべき事由により定期点検業務に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合、市は、当該追加費用又は損害を合理的な範囲で負担する。ただし、維持管理企業は、当該追加費用及び損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。
- 8 維持管理企業の責めに帰すべき事由により定期点検業務に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合、維持管理企業が当該追加費用又は当該損害を負担する。
- 9 法令の変更又は不可抗力により定期点検業務に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合、第13章又は第14章に従う。

第8章 その他業務

（その他業務）

第57条 構成企業は、その他業務のうち自らが担当する業務に付随する業務を自らの責任及び費用負担において、業務水準に従って行う。

- 2 市の責めに帰すべき事由によりその他業務に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合、市は、当該追加費用又は損害を合理的な範囲で負担する。ただし、構成企業

は、当該追加費用及び損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

- 3 構成企業の責めに帰すべき事由により、第1項に基づき自らの担当するその他業務に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合、構成企業が当該追加費用又は当該損害を負担する。
- 4 法令の変更又は不可抗力によりその他業務に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合、第13章又は第14章に従う。

(耐震補強工事業務及び大規模改造工事業務に伴う近隣対策)

第58条 施工企業は、掲示等によって工程や工事内容を近隣住民に周知するとともに必要に応じて近隣住民への説明等を実施するものとし、耐震補強工事及び大規模改造工事に先立って、自己の責任及び費用負担において、近隣住民に対して、事業計画、工事計画、管理計画につき説明を行い、了解を得るよう努めなければならない。市は、必要と認める場合には、施工企業が行う説明に協力する。

- 2 施工企業は、市の事前の書面による承認を得ない限り、前項に定める近隣対策（以下「**近隣対策**」という。）の不調を理由として、本事業の計画の変更をすることはできない。この場合、施工企業が本事業の計画を変更せずに近隣住民とのさらなる調整を行ったとしても、近隣住民の了解が得られないことを客観的に明らかにした場合に限り、市は本事業の計画の変更を承認する。
- 3 近隣対策の結果、耐震補強工事及び大規模改造工事の完成の遅延が見込まれる場合には、市、代表企業及び施工企業は協議の上、本件日程表記載の日程を変更することができる。
- 4 近隣対策（苦情処理等を含む。）の結果、施工企業に生じた費用（近隣対策の結果、本件日程表記載の日程が変更されたことによる追加費用も含む。）については、施工企業が負担する。
- 5 前項の規定にかかわらず、本事業を行うこと自体に対する近隣住民の反対運動、訴訟、要望又は苦情等（以下「**近隣住民の反対運動等**」という。）に直接起因する費用又は損害について市が負担する。また、本事業を行うこと自体に対する住民反対運動等に対する対応は市が行うものとし、施工企業は市に協力する。なお、本事業を行うこと自体に起因しない近隣住民の反対運動等への対応は施工企業が、その責任と費用負担にて行う。

(その他業務に係るその他企業等の使用)

第59条 その他業務担当企業は、自らの代わりに、自らが担当するその他業務の一部をその他再受託者に委託する場合は、関連資料を添えてその旨を市に申し出て、事前に市の承認を得なければならない。その他業務担当企業は、その他業務の全部又は主たる部分を一括してその他再受託者に委託させてはならない。

- 2 前項に基づき、その他業務の一部を受託したその他再受託者がさらにその他業務の一部をその他再々受託者に委託する場合は、その他業務担当企業は関連資料を添えてその旨を市に申し出て、事前に市の承認を得なければならない。
- 3 前二項に基づく、その他企業等の使用は、全てその他業務担当企業の責任と費用負担において行い、その他企業等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、その他業務担当企業の責めに帰すべき事由とみなす。
- 4 その他企業等の責めに帰すべき事由に起因して市又はその他業務担当企業につき生じた追加費用及び損害については、全てその他業務担当企業が負担する。

第9章 本業務に係る対価の支払い

(本業務に係る対価の支払)

第60条 市は、本業務に係る対価は、別紙12記載のとおりとし、同対価のうち割賦手数料以外の費用に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額及び割賦手数料を、別紙12に従って支払う。

- 2 構成企業は、代表企業に対し、本業務に係る対価に係る請求及び受領業務を委託し、代表企業はこれを受託する。代表企業及び構成企業は、本事業契約が有効である限り、本項の委託関係を解除、取消、撤回等理由の如何を問わず、解消することはできない。
- 3 前項の規定に従い、市は、当該業務を担当した企業が構成企業のうち何人であるかを問わず、本業務に係る対価を、代表企業に対し支払う。

(本業務に係る対価の減額・改定)

第61条 市の行為（市の請求に基づく設計書類の変更を含む。）、法令の変更又は不可抗力により本事業に係る費用が減少した場合、市はその減少費用を本業務に係る対価から減額することができる。

- 2 市又は構成企業は、入札書提出時と、各対象校に属する一事業年度中に本施設引渡期限日が到来する全ての工事対象棟についての構成企業による当該事業年度における最終工事の工事開始日との間の日本国内における別紙13によって計算される物価変動率が±1.5%を超える場合、相手方に対して本業務に係る対価のうち別紙12記載の耐震補強業務費及び大規模改造業務費に係る部分の変更を請求することができる。
- 3 市又は構成企業は、前項の規定による請求があったときは、別紙13によって計算される本業務に係る対価のうち前項の耐震補強業務費等に係る部分の変更に応じなければならない。
- 4 市又は構成企業は、毎事業年度の定期点検業務費の支払時において、別紙13によって計算される物価変動のうち改定率（別紙13によって計算される価格指数比から1を控除した率とする。）が±3.0%を超えた部分について、相手方に対して本業務に係る対価のうち定期点検業務費に係る部分の変更を請求することができる。
- 5 市又は構成企業は、前項の規定による請求があったときは、別紙13によって計算される本業務に係る対価のうち前項の定期点検業務費に係る部分の変更に応じなければならない。

第10章 契約期間及び契約の終了

第1節 契約期間

(契約期間)

第62条 本事業契約は、川西市議会の議決のあった日から効力を生じ、本業務が完了した日をもって終了する。

- 2 構成企業は、前項の契約期間中、業務水準を満たす状態にて本業務を履行する義務を負う。

第2節 構成企業の債務不履行等による契約解除

(構成企業の債務不履行等による契約解除)

第63条 契約期間において、次の各号に掲げる事項が構成企業のいずれかに発生した場合

は、市は、代表企業に対して通知することにより本事業契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 構成企業のいずれかが本事業の全部又は一部を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
- (2) 構成企業のいずれかが、本件日程表に記載された工事開始日を過ぎても耐震補強工事及び大規模改造工事を開始せず、市が相当の期間を定めて代表企業に対して催告したにもかかわらず、代表企業から市に対して市が満足すべき合理的説明がなされないとき（又は代表企業が構成企業をして市が満足すべき合理的説明をさせないとき）。
- (3) 契約期間内に耐震補強工事及び大規模改造工事を完成する見込みが明らかに存在しないと市が認めたとき。
- (4) 構成企業のいずれかに係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、当該構成企業の取締役会での申立てを決議したとき又は第三者（当該構成企業の取締役を含む。）によりその申立てがなされたとき。
- (5) 構成企業のいずれかが、市に対して虚偽の報告書を提出する等虚偽の報告を行ったとき。
- (6) 構成企業のいずれかが、本事業契約に定める義務に違反し、市が第70条（モニタリング及び業務水準未達成に関する手続）第2項に定める改善要求措置その他相当の期間を定めて当該違反を是正すべき旨の勧告（なお、かかる勧告においては、当該構成企業に対し、相当の期間を定めて是正策の提出及び当該是正策の実施を求めることができる。）を行ったにもかかわらず、当該期間内に当該違反が是正されなかったとき。
- (7) 構成企業のいずれかが、本事業契約に関して重大な法令違反を行ったとき（談合等の不正行為により、独占禁止法、刑法等に違反した場合を含むが、これに限らない。）
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、構成企業のいずれかが本事業契約に違反し、若しくは表明保証が真実でなく、その違反若しくは不実により本事業契約の目的を達することができないと市が認めたとき、又は構成企業のいずれかの財務状況の著しい悪化その他構成企業のいずれかの責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難であると市が認めたとき。

- 2 施工企業から市に対する全ての本施設の引渡しの前に前項により本事業契約が解除された場合、前項各号に該当した構成企業は、別紙12記載の本業務に係る対価のうち割賦手数料以外の費用に解除時点の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額及び割賦手数料の合計額の10%（前項第7号に該当する場合は20%）に相当する金額を違約金として支払う。ただし、市が第72条（保証）に基づく履行保証保険金を受領し、又は銀行等による保証債務の履行を受けた場合には当該受領金等を違約金に充当する。また、市は、解除した業務に関し、引渡し前の本施設があるときは、その全部又は一部を第50条（施工企業による完工検査等）ないし第52条（施工企業による本施設の引渡し）の手続を経た上、当該本施設に係る耐震補強業務費、大規模改造業務費及びその他諸経費の合計金額に、耐震補強工事又は大規模改造工事の出来形部分があるときは、その全部又は一部を検査の上、出来形部分の評価額（新たな事業者が出来形を引き継いで耐震補強工事及び大規模改造工事を完了させるために市において要する一切の費用（構成企業以外の者に発注することに要する手続費用を含む。）を、当該耐震補強工事及び大規模改造工事に対応する本施設に係る耐震補強業務費、大規模改造業務費及びその他諸経費の合計金額から控除した残額）に、それぞれ解除時点の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額にて買い受けることができ、当該本施設及び出来形部分の買受金額と上記違約金を対当額で相殺することにより決済することができる（ただし、市はかかる義務を負わない。）。なお、この場合、市は、相殺後の残額を、市の選択により、一括払い又は分割払いによって支払う。市と代表企業は、分割払いの場合は、その金利及び支払スケジュールにつ

いて協議を行う。

- 3 市が、前項により引渡し前の本施設及び出来形部分の全部又は一部の買受けを決定し、代表企業に対してその旨通知した場合には、当該本施設及び出来形部分を施工した施工企業は、直ちに、仮設構造物を撤去するなど引渡しのために必要な措置を講じたうえで、当該本施設及び出来形部分を市に引き渡す。
- 4 第2項の場合において、市が被った損害の額が第2項の違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について第1項各号に該当した構成企業に損害賠償請求を行うことができ、解除した業務に関し、市は本施設又は耐震補強工事及び大規模改造工事の出来形部分の全部又は一部を買い受ける場合には、第2項により定まる当該本施設及び出来形部分の買受金額と上記損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済することができる（ただし、市はかかる義務を負わない。）。本項の相殺による決済が行われたときも、第2項のなお書きを準用する。
- 5 第2項の場合において、市が本施設又は耐震補強工事及び大規模改造工事の出来形部分の全部又は一部を買い受けない場合、該当の本施設又は耐震補強工事及び大規模改造工事の施工企業は、自らの費用と責任により、本施設又は出来形部分を原状に回復しなければならない。ただし、既に本事業契約に基づき引渡しがなされた部分を除く。当該施工企業が、本項に従い速やかに原状回復を行わないときは、市は当該施工企業に代わって原状回復を行うことができ（ただし、市はかかる義務を負わない。）、代表企業を含めいずれの構成企業もこれに対し異議を申し出ることができず、市はこれに要した費用を当該施工企業に求償することができる。
- 6 施工企業からの市に対する全ての本施設の引渡し後に、第1項により本事業契約が解除された場合、第1項各号に該当した構成企業は、別紙12記載の本業務に係る対価のうち割賦手数料以外の費用に解除時点の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額及び割賦手数料の合計額の10%（第1項第7号に該当する場合は20%）に相当する金額を違約金として支払う。この場合において、市が被った損害の額が違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額について当該構成企業に損害賠償請求を行うことができる。市は、違約金及び損害賠償請求権と本業務に係る対価のうち耐震補強業務費、大規模改造業務費、その他諸経費及び割賦手数料に係る部分の請求権を対当額にて相殺することができる（ただし、市はかかる義務を負わない。）。
- 7 施工企業からの市に対する本施設の引渡し後に、第1項により本事業契約が解除された場合、当該解除の効力は将来に向かってのみ生じ、当該解除時点までに生じた権利関係（本施設の帰属を含むがこれに限られない。）は当該解除により影響を受けないものとする。

第3節 市の債務不履行による契約解除

（市の債務不履行による契約解除）

第64条 契約期間において、市が、本事業契約上の重要な義務に違反し、かつ、市が代表企業による通知の後60日以内に当該違反を是正しない場合、代表企業は構成企業を代表して本事業契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、市は、施工企業から市に対する全ての本施設の引渡しの前に本条に基づき本事業契約が解除された場合、解除された業務に関し、引渡し前の本施設があるときは、その全部又は一部を第50条（施工企業による完工検査等）ないし第52条（施工企業による本施設の引渡し）の手続を経た上、耐震補強業務費、大規模改造業務費及びその他諸経費の合計金額に、耐震補強工事及び大規模改造工事の出来形部分があるときは、その全部又は一部を検査の上、当該出来形部分の出来高に応じた耐震補強業務費、大規模改造業務費及びその他諸経費の合計金額に、それぞれ解除時点の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額にて買い受

けることができる（ただし、市はかかる義務を負わない。）。この場合、市は、当該本施設及び出来形部分の買受金額を、市の選択により、一括払い又は分割払いによって支払う。市と代表企業は、分割払いの場合は、その金利及び支払スケジュールについて協議を行う。

- 2 前項に基づき本事業契約が解除された場合、市は、構成企業に対し、当該解除により構成企業に生じた追加費用及び損害（構成企業のいずれかの責めに帰すべき事由に起因するものを除く。）を、合理的な範囲で負担する。ただし、構成企業は、当該追加費用及び損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。
- 3 前条第7項の規定は、本条の解除に準用する。
- 4 第1項に基づき本事業契約が解除された場合において、構成企業が市に対して差し入れた契約保証金又はこれに代わる担保が返還されていないときは、契約終了後、構成企業が市の定める窓口に預かり証を提出した後、市は構成企業に対し、速やかに契約保証金又はこれに代わる担保を返還するものとする。

第4節 市の任意解除権

（市の任意解除権）

第65条 市は、代表企業に対して、6か月以上前に通知を行うことにより、特段の理由を有することなく本事業契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 耐震補強業務及び大規模改造業務の全部の完了以後に前項の規定に基づき市が本事業契約を全部又は一部解除する場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 市は本事業契約のうち未履行部分の定期点検業務についてのみ、将来に向けて全部又は一部の解除をすることができる。当該解除を行った場合、解除された業務に関する市及び構成企業の権利義務は将来に向けて消滅する。
 - (2) 前号の解除がなされた場合、市は構成企業に対し、本事業契約に基づいて既に履行された業務に係る耐震補強業務費、大規模改造業務費、その他諸経費、定期点検業務費及び管理費並びに割賦手数料の残額を本事業契約に規定する支払方法に従って支払う。
 - (3) 第(1)号に基づき本事業契約が解除された場合、市は、構成企業に対し、当該解除により構成企業に生じた追加費用及び損害（構成企業のいずれかの責めに帰すべき事由に起因するものを除く。）を、合理的な範囲で負担する。ただし、構成企業は、当該追加費用及び損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。
- 3 耐震補強業務及び大規模改造業務の全部の完了以前に第1項の規定に基づき市が本事業契約を解除する場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 市は本事業契約のうち完了済みの耐震補強業務、大規模改造業務及び既履行の定期点検業務については解除することはできず、耐震補強業務及び大規模改造業務のうち完了済みの耐震補強業務及び大規模改造業務以外の業務及び未履行の定期点検業務についてのみ、将来に向けて全部又は一部の解除をすることができる。当該解除を行った場合、解除された業務に関する市及び構成企業の権利義務は将来に向けて消滅する。
 - (2) 前号の解除がなされた場合、市は、解除された業務に関し、引渡し前の本施設があるときは、その全部又は一部を第50条（施工企業による完工検査等）ないし第52条（施工企業による本施設の引渡し）の手続を経た上、耐震補強業務費、大規模改造業務費及びその他諸経費の合計金額に、耐震補強工事及び大規模改造工事の出来形部分があるときは、その全部又は一部を検査の上、当該出来形部分の出来高に応じた耐震補強業務費、大規模改造業務費及びその他諸経費の合計金額に、それぞれ解除時点の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額にて買い受けができる（ただし、

市はかかる義務を負わない。)。この場合、市は、当該本施設及び出来形部分の買受金額を、市の選択により、一括払い又は分割払いによって支払う。市と代表企業は、分割払いの場合は、その金利及び支払スケジュールについて協議を行う。

(3) 第(1)号に基づき本事業契約が解除された場合、市は、構成企業に対し、当該解除により構成企業に生じた追加費用及び損害（構成企業のいずれかの責めに帰すべき事由に起因するものを除く。）を、合理的な範囲で負担する。ただし、構成企業は、当該追加費用及び損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

4 第1項に基づき本事業契約が解除された場合において、構成企業が市に対して差し入れた契約保証金又はこれに代わる担保が返還されていないときは、契約終了後、構成企業が市の定める窓口に預かり証を提出した後、市は構成企業に対し、速やかに契約保証金又はこれに代わる担保を返還するものとする。

第5節 法令変更による契約解除

(法令変更による契約解除)

第66条 契約期間において、第73条（通知の付与及び協議）第4項本文の協議を経るか否かにかかわらず、本事業契約の締結後における法令変更（本件国庫交付金の全部又は一部が交付されないこととなった場合を含む。以下同様。）により、市が本事業の継続が困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、代表企業と協議の上、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、施工企業から市に対する全ての本施設の引渡しの前に本条に基づき本事業契約が解除された場合で、解除された業務に関し、引渡し前の本施設があるときは、その全部又は一部を第50条（施工企業による完工検査等）ないし第52条（施工企業による本施設の引渡し）の手続を経た上、当該本施設に係る耐震補強業務費、大規模改造業務費及びその他諸経費の合計金額に、耐震補強工事及び大規模改造業務の出来形部分があるときは、市は、その全部又は一部を検査の上、当該出来形部分に相応する構成企業が要した費用に、それぞれ解除時点の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額にて買い受けができる（ただし、市はかかる義務を負わない。）。この場合、市は、当該本施設及び出来形部分の買受金額を、市の選択により、一括払い又は分割払いによって支払う。市と代表企業は、分割払いの場合は、その金利及び支払スケジュールについて協議を行う。

2 第63条（構成企業の債務不履行等による契約解除）第7項の規定は、本条の解除に準用する。

第6節 不可抗力による契約解除

(不可抗力による契約解除)

第67条 契約期間において、第75条（通知の付与及び協議）第4項本文の協議を経るか否かにかかわらず、本事業契約の締結後における不可抗力により、市が本事業の継続が困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、代表企業と協議の上、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、施工企業から市に対する全ての本施設の引渡しの前に本条に基づき本事業契約が解除された場合で、解除された業務に関し、引渡し前の本施設があるときは、その全部又は一部を第50条（施工企業による完工検査等）ないし第52条（施工企業による本施設の引渡し）の手続を経た上、当該本施設に係る耐震補強業務費、大規模改造業務費及びその他諸経費の合計金額に、耐震補強工事及び大規模改造工事の出来形部分があるときは、市は、その全部又は一部を検査の上、当該出来形部分に相応する構成企業が要した

費用に、それぞれ解除時点の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額にて買い受けができる（ただし、市はかかる義務を負わない。）。この場合、市は、当該本施設及び出来形部分の買受金額を、市の選択により、一括払い又は分割払いによって支払う。市と代表企業は、分割払いの場合は、その金利及び支払スケジュールについて協議を行う。

- 2 第63条（構成企業の債務不履行等による契約解除）第7項の規定は、本条の解除に準用する。

第7節 事業契約終了に際しての処置

（事業契約終了に際しての処置）

第68条 構成企業は、事由の如何を問わず、本事業契約の全部又は一部が終了した場合において、契約終了の対象となる対象校又は本施設内（構成企業のために設けられた控室等を含む。）に構成企業が所有又は管理する仮設校舎等、工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件があるときは、当該物件の処置につき市の指示に従わなければならぬ。

- 2 前項の場合において、構成企業が正当な理由なく、相当な期間内に前項の物件の処置につき市の指示に従わないときは、市は、構成企業に代わって当該物件を処分し、修復、片付けその他の適切な処置を行うことができる（ただし、市はかかる義務を負わない。）。この場合においては、構成企業は、市の処置について異議を申し出ることができず、また、市が当該処置に要した費用を負担する。
- 3 構成企業は、本事業契約が終了した場合において、その終了事由のいかんにかかわらず、直ちに、市に対し、市が本施設を維持管理及び運営するために全ての必要な資料を引き渡さなければならない。

（終了手続の費用負担）

第69条 本事業の終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用等については、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、構成企業がこれを負担する。

第8節 モニタリング及び業務水準未達成に関する手続

（モニタリング及び業務水準未達成に関する手続）

第70条 市は、構成企業による業務水準に適合した本事業の遂行を確保するため、別紙14に基づき、本事業の各業務につきモニタリングを行う。

- 2 モニタリングの結果、構成企業による本事業の遂行が業務水準を満たしていないと市が判断した場合には、市は、別紙14に従って、本事業の各業務につき改善要求措置その他相当の期間を定めて当該違反を是正すべき旨の勧告（以下「是正勧告」という。）を行う。
- 3 モニタリングに係る費用のうち、市に生じた費用は市の負担とする。その他、市の実施するモニタリングに関して、構成企業が行う必要のある業務に係る費用は各構成企業の負担とする。
- 4 構成企業は、何らかの事由で本事業に関し、業務水準を満たしていない状況が生じ、かつ、これを構成企業自らが認識した場合、その理由及び状況並びに対応方針等を直ちに市に対して報告・説明しなければならない。代表企業は市に対し、当該構成企業をして報告・説明させる義務を負う。
- 5 市は、モニタリングの実施を理由として、本事業契約に基づき構成企業が行う業務の全部又は一部について、何らの責任を負わない。

- 6 第2項に基づく是正勧告によっても改善が見込まれないときは再度是正勧告を行い、これによっても改善が見込まれないとき、あるいは業務水準の達成が不可能と判断されるときは、市は、これに起因する一切の損害、損失又は費用について、是正勧告の対象となった業務を担当する構成企業に損害賠償請求を行うことができる。
- 7 前項の定めにかかわらず、定期点検業務について、第2項に基づく是正勧告によっても改善が見込まれないときは再度是正勧告を行い、これによっても改善が見込まれないとき、あるいは業務水準の達成が不可能と判断されるときは、市は、別紙14に従って、定期点検業務費を減額し、その余の一切の損害、損失又は費用について是正勧告の対象となった業務を担当する構成企業に損害賠償請求を行うことができる。
- 8 本条に基づく是正勧告につき、市は、代表企業に対して是正勧告を行えば足り、これをもって是正勧告の対象となった業務を担当する構成企業に対して是正勧告がなされたものとみなす。代表企業は、自己の責任により、当該構成企業に是正勧告がなされたこと及びその内容につき知らしめ、当該構成企業に是正勧告に対する対応を行わせる。なお、本項の規定は、市が直接該当する構成企業に請求、通知、報告、説明、回答、申出、承認、同意、確認、勧告、催告、要請その他の連絡を行うことを妨げるものではない。

第11章 表明・保証及び誓約

(事実の表明・保証及び誓約)

第71条 構成企業は、市に対して、本事業契約締結日現在において、自らにつき次の各号の事実を表明し、保証する。

- (1) 構成企業が、日本国の法律に基づき適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、本事業契約を締結し、及び本事業契約の規定に基づき義務を履行する権限及び権利を有していること。
- (2) 構成企業による本事業契約の締結及び履行は、構成企業の目的の範囲内の行為であり、構成企業が本事業契約を締結し、履行することにつき法令上及び構成企業の内部規則上要求されている一切の手続を履践したこと。
- (3) 本事業契約の締結及び本事業契約に基づく義務の履行は、構成企業に適用のある法令及び構成企業の内部規則に違反せず、構成企業が当事者であり、若しくは構成企業が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は構成企業に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
- (4) 本事業契約は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある構成企業の債務を構成し、本事業契約の規定に従い強制執行可能な構成企業の債務が生じること。

2 構成企業は、本事業契約に基づく債権債務が消滅するに至るまで、次の各号の事項を市に対して誓約する。

- (1) 本事業契約を遵守すること。
 - (2) 構成企業は、市の事前の書面による承諾なしに、本事業契約上の地位及び権利義務、並びに、本事業について市との間で締結した契約に基づく契約上の地位及び権利義務について、譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。
- 3 市が前項第2号の承諾を与える場合には、以下の各号の条件を付すことができる。
- (1) 市は、本事業契約に基づき本業務に係る対価の減額及び支払拒絶ができる。
 - (2) 市が構成企業に対して本事業契約に基づく金銭支払請求権（違約金請求権及び損害賠償請求権を含む。）を取得した場合には、当該請求権相当額を本業務に係る対価から控除できること。
 - (3) 市の事前の書面による承認なしに、定款の変更、重要な資産の譲渡、解散、合併、事業譲渡、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織変更を行わないこと。

- (4) 代表者、役員又は商号に変更があった場合、直ちに市に通知すること。
- (5) その他市が本事業の維持継続に必要と判断した合理的な事項

第 12 章 保証

(保証)

第 72 条 施工企業は、市に対して、本事業契約締結日から本施設の引渡しが完了する日までの間、本事業契約に基づく契約金額の 100 分の 10 以上に相当する額の保証金を納付しなければならない。ただし、以下の各号に掲げるいずれかの保証を付し、当該保証に係る保証金額を本事業契約に基づく契約金額の 100 分の 10 以上に相当する額とした場合はこの限りではない。なお、第 2 号の場合においては、保証人をして本事業契約上の施工企業の債務不履行により生ずる損害賠償債務を保証する旨の市の満足する内容及び様式の保証書を差し出させ、第 3 号の場合においては、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結すれば足り、この場合当該履行保証保険契約の締結後速やかに、その保険証券の原本を市に寄託する。

- (1) 保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (2) 本事業契約に基づく業務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号。その後の改正を含む。）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証
 - (3) 本事業契約に基づく業務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 市は、施工企業が前項第 1 号又は第 2 号に掲げる保証を付した場合には、当該保証は同項の保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 3 号に掲げる保証を付した場合には、同項の保証金の納付を免除する。
- 3 施工企業は、第 1 項第 3 号に掲げる保証に代えて、施工企業を被保険者とする履行保証保険契約を締結することができ、この場合には、自己の費用負担により、当該履行保証保険契約の締結後速やかに、同契約に基づく保険金請求権の上に、第 63 条（構成企業の債務不履行等による契約解除）第 2 項に基づく違約金支払請求権を被担保債権として、市のために第一順位の質権を設定し対抗要件を具備する。かかる質権設定に要する費用は施工企業が負担する。
- 4 施工企業は、第 1 項第 3 号及び前項に基づく履行保証保険契約について、複数の保険を付保することができる。また、保険期間は本事業契約締結日から定期点検業務完了日のうち最も遅い日までとし、複数の保険を付保する場合にはかかる保険期間に空白期間が生じないようにする。
- 5 前 4 項の規定にかかわらず、市長は、次の各号の一に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納入を免除することができる。
- (1) 施工企業が、市長が適当と認める保険会社との間に、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 施工企業から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 契約を締結する場合において、その者が過去 2 年の間に、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
 - (5) 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
 - (6) 隨意契約の方法により契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、構成企業が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第 13 章 法令変更

(通知の付与及び協議)

- 第 73 条 構成企業は、本事業契約が本契約となった日以降に法令が変更されたことにより、耐震補強工事及び大規模改造工事を設計書類に従い実施することができなくなった場合、又は業務水準で提示された条件に従って本事業契約を履行できなくなった場合、その内容の詳細を直ちに市に対して通知しなければならない。
- 2 市は、本事業契約が本契約となった日以降に法令が変更されたことにより、本事業契約上の義務の履行ができなくなった場合、その内容を、直ちに代表企業に対して通知する。
- 3 前二項の場合において、市及び構成企業は、当該通知が発せられた日以降、本事業契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。ただし、市及び構成企業は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 4 市、代表企業及び当該構成企業は、第 1 項及び第 2 項の通知を受領した後、速やかに本施設の設計、耐震補強工事及び大規模改造工事、本件日程表記載の日程並びに業務水準の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、協議開始の日から 30 日以内に業務水準等の変更について合意が成立しない場合は、市が法令変更に対する対応方法を代表企業に対して通知し、当該構成企業はこれに従い本事業を継続する。ただし、当該法令変更により、市が本事業の継続が困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合には、当該協議を経ることなく第 66 条（法令変更による契約解除）の定めに従う。

(法令変更による追加費用・損害の扱い)

- 第 74 条 法令変更により、本事業につき、構成企業に合理的な追加費用又は損害が発生した場合、当該追加費用又は損害の負担は、別紙 15に従う。ただし、本条における損害には、構成企業の逸失利益は含まない。

第 14 章 不可抗力

(通知の付与及び協議)

- 第 75 条 構成企業は、本事業契約が本契約となった日以降に生じた不可抗力により、耐震補強工事及び大規模改造工事を設計書類に従い実施することができなくなった場合、又は業務水準等で提示された条件に従って本事業契約を履行できなくなった場合、その内容の詳細を直ちに市に通知しなければならない。
- 2 市は、本事業契約が本契約となった日以降に生じた不可抗力により、本事業契約上の義務の履行ができなくなった場合、その内容を、直ちに代表企業に対して通知する。
- 3 前二項の場合において、市及び当該構成企業は、当該通知が発せられた日以降、当該不可抗力による履行不能の範囲において、本事業契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、市及び当該構成企業は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に従い、早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 4 市、代表企業及び当該構成企業は、第 1 項及び第 2 項の通知を受領した後、当該不可

抗力に対応するために速やかに本施設の設計、耐震補強工事及び大規模改造工事、本件日程表記載の日程並びに業務水準等の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、協議開始の日から 30 日以内に業務水準等の変更について合意が成立しない場合は、市が不可抗力に対する対応方法を代表企業に対して通知し、当該構成企業はこれに従い本事業を継続する。ただし、当該不可抗力により、市が本事業の継続が困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合には、当該協議を経ることなく第 67 条（不可抗力による契約解除）の定めに従う。

（不可抗力による追加費用・損害の扱い）

第 76 条 不可抗力により、本事業につき、構成企業に合理的な追加費用又は損害が発生した場合、当該追加費用又は損害の負担は、別紙 16に従う。ただし、本条における損害には、構成企業の逸失利益は含まない。

第 15 章 雜則

（構成企業の市内業者に対する契約に関する事項）

第 77 条 構成企業は、市内業者契約額（税別）が、別紙 12記載の本業務に係る対価（税別）の合計額の 15%以上となるようにしなければならない。ただし、以下の場合の契約額は、市内業者契約額に含めないものとする。

- (1) 市内業者が、市内業者である構成企業から業務の一部を直接受託又は請け負う場合
 - (2) 市内業者が、構成企業から業務の一部を一次下請けとして直接受託又は請け負った市内業者から二次下請けとして業務の一部を直接受託又は請け負う場合
- 2 構成企業は、市内業者契約額が、前項に定める割合を満たしているかにつき明らかにするため、これを示した集計表及び当該集計表を証明する書類（契約書を含むがこれに限られない。）を適宜（本事業契約締結時、耐震補強実施設計完了時、大規模改造工事実施設計完了時、耐震補強工事完了時及び大規模改造工事完了時を含むが、これらに限られない。）、市の求めに応じて提出しなければならない。

（公租公課の負担）

第 78 条 本事業契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる公租公課は、全て構成企業の負担とする。市は、構成企業に対して本業務に係る対価並びにこれに対する消費税（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める税をいう。）相当額及び地方消費税（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に定める税をいう。）相当額を支払うほか、本事業契約に関連する全ての公租公課について、本事業契約に別段の定めのある場合を除き負担しない。本事業契約締結時点で市及び構成企業に予測不可能であった新たな公租公課の負担が構成企業に発生した場合には、その負担については、別紙 15に従う。

（協議）

第 79 条 本事業契約において、市と構成企業による協議が予定される事由が発生した場合、市と代表企業は、速やかに協議の開催に応じなければならない。また、本事業契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合、市と代表企業は、その都度、誠意をもって協議し、これを定める。

- 2 代表企業は、市の要請があった場合には、当該要請に応じて前項の協議に構成企業を出席させる義務を負う。

(融資団との協議)

第 80 条 市は、本事業に関して構成企業に融資する融資団との間において、市が本事業契約に基づき構成企業に損害賠償を請求し、また契約を終了させる際の融資団への事前通知、協議に関する事項ならびに担保権の設定及び実行につき協議することができ、本事業契約とは別途に定める。

(計算書類等の提出)

第 81 条 構成企業は、本事業契約締結日以降、契約期間の終了に至るまで、事業年度の最終日から 3 ヶ月以内に、会社法第 435 条第 2 項及び法務省令により規定される、監査役による監査済みの計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を市に提出する。なお、市は当該計算書類及び事業報告並びに附属明細書を公開することができる。

(秘密保持)

第 82 条 市及び構成企業は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を相手方、自己若しくは相手方の代理人若しくはコンサルタント又は本事業に係る融資契約の貸付人、その代理人若しくはコンサルタント以外の第三者に漏らし、又は本事業契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、市又は構成企業が法令に基づき開示する場合はこの限りではない。

- 2 構成企業は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び川西市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する全ての関係諸法令を遵守し、本事業の業務を遂行するに際して知り得た個人のプライバシーに関わる事実を漏洩してはならない。構成企業は、契約期間中及び本事業契約終了後においても、川西市個人情報保護条例及び市の定めるその他個人情報保護に関わる基準に合致する個人情報の安全管理体制を整備し、これを維持する。
- 3 構成企業は、本事業契約の履行のため、第三者に対して秘密情報の取扱いを委託する必要がある場合は、当該第三者に対し、本条の義務と同等以上の義務を遵守させるものとし、当該第三者をして、本条に規定する秘密及びプライバシーに関わる事実を漏洩しない旨の確約書を市に差し入れさせる。
- 4 構成企業若しくは秘密情報の取扱いを委託した第三者が本条の義務に違反したこと、又は、構成企業若しくは当該第三者の責めに帰すべき事由に起因して個人情報の漏えい等の事故が発生したことによって、市が損害を被った場合、構成企業は市に対しその損害を賠償するとともに、市が指示する措置をとらなければならない。

(請求、通知等の様式その他)

第 83 条 本事業契約及びこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、説明、回答、申出、承認、承諾、同意、確認、勧告、催告、要請、契約終了通知及び解除その他一切の相手方に対する意思の連絡（以下「通知等」という。）は、本事業契約に書面による旨の定めがないときも、他の方法によることにつき、市と構成企業とが書面で合意した場合を除き、書面により行わなければならない。なお、市及び構成企業は、通知等の宛先を各々相手方に対して別途通知する

- 2 前項に基づく通知等につき、市は、代表企業に対して通知等を行えば足り、これをもって該当する構成企業に対して通知等がなされたものとみなす。代表企業は、自己の責任により、当該構成企業に通知等がなされたこと及びその内容につき知らしめ、当該構成企業に通知等に対する対応を行わせる。なお、本項の規定は、市が直接該当する構成企業に通知等を行うことを妨げるものではない。
- 3 第 1 項に定める通知等につき、市に対し構成企業が行う場合には、必ず代表企業を通じて行うものとする。ただし、構成企業が第 1 項に定める通知等を代表企業を通じずに

市に対し行った場合で、市がこれを第 1 項の通知等として承認した場合には、本項本文を適用しない。

- 4 本事業契約の履行に関して市と構成企業との間で用いる計量単位は、設計書類に特別の定めがある場合を除き、「計量法」（平成 4 年法律第 51 号）に定めるところによる。
- 5 期間の定めについては、「民法」（明治 29 年法律第 89 号）及び「商法」（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによる。
- 6 本事業契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

(延滞利息)

第 84 条 構成企業が市に対し本事業契約に基づき行うべき支払を遅延した場合、構成企業は、未払い額につき、当初指定された期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年 5% に規定する遅延損害金の割合が変更された場合には、これに準じて変更される。) の割合を乗じて計算した金額を加算して支払わなければならない。

- 2 市が構成企業に対し本事業契約に基づき行うべき支払が遅延した場合、市は、未払い額につき、当初指定された期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年 5% の割合を乗じて計算した金額を加算して支払わなければならない。

(解釈等)

第 85 条 市と構成企業は、本事業につき、本事業契約と共に、実施方針、実施方針に対する質問への回答、入札説明書等、入札説明書等に対する質問への回答（その後の変更を含む。）、提案書類及び基本協定書の定めは、すべて本事業契約の契約内容を構成することを確認する。

- 2 前項記載の書類等の間に記載の齟齬がある場合、本事業契約、基本協定書、入札説明書等に対する質問への回答、入札説明書等、実施方針に対する質問への回答、実施方針、提案書類の順にその解釈が優先する。ただし、提案書類と提案書類に優先する書類等との間に齟齬がある場合で、提案書類に記載された業務水準が提案書類に優先する前項記載の書類等に記載されたものを上回るときは、その限度で提案書類の記載が優先するものとする。
- 3 前項記載の同一順位の書類等の記載内容に矛盾、齟齬が存在する場合には、市の選択によるものとする。ただし、提案書類の記載内容に矛盾、齟齬が存在する場合には、市は、構成企業と協議の上、かかる記載内容に関する事項を決定する。

(準拠法)

第 86 条 本事業契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

(管轄裁判所)

第 87 条 本事業契約に関する紛争については、神戸地方裁判所伊丹支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

(以下余白)

本事業契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、川西市及び代表企業が本書各自1通を保有する。構成企業においては、写しを保有する。

平成●年●月●日

市

川西市

住 所 川西市中央町12番1号
川西市
代表者 川西市長 大塩 民生

代表企業

住 所 ●
●
●
代表者氏名 ●

構成企業

住 所 ●
●
●
代表者氏名 ●

構成企業

住 所 ●
●
●
代表者氏名 ●

本事業契約の仮契約につき、平成●年　　月　　日、川西市議会の議決がなされ、本事業契約が本契約としての効力を有するに至ったことを確認する。

平成●年　　月　　日

川西市

住 所 川西市中央町12番1号
川西市
代表者 川西市長 大塩 民生

定義集

「維持管理企業」とは、定期点検業務を遂行する構成企業をいう。

「維持管理再々受託者」とは、維持管理再受託者が、定期点検業務の一部を再々委託する第三者、及び、さらに当該業務の委託を受ける第三者を個別に又は総称していう。

「維持管理再受託者」とは、維持管理企業が、定期点検業務の一部を再委託する第三者をいう。

「完工書類」とは、耐震補強工事及び大規模改造工事完了時に施工企業が作成する別紙 8に記載する図書をいう。

「基本協定書」とは、本事業に関し、市及び構成企業との間で平成●年●月●日に締結された、基本協定書をいう。

「業務水準」とは、本事業契約、基本協定書、実施方針、実施方針に対する質問への回答、入札説明書等、入札説明書等に対する質問への回答又は提案書類（解釈に当たっての優先順位については第 85 条による。）に記載された、本事業の実施に当たり構成企業が履行すべき給付の内容及びその給付が満たすべき水準をいい、本事業契約に基づいて構成企業が履行すべき給付の内容及びその給付が満たすべき水準が変更された場合には、変更後の内容及び水準をいう。

「業務水準書類」とは、本事業契約、基本協定書、実施方針、実施方針に対する質問への回答、入札説明書等、要求水準書、入札説明書等に対する質問への回答及び提案書類を個別に又は総称していう。

「銀行等」とは、銀行その他市の満足する金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）をいう。

「建築基準法」とは、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。）をいう。

「工事開始日」とは、本件日程表において指定された耐震補強工事又は大規模改造工事を開始する日をいう。

「工事期間」とは、工事対象棟にかかる耐震補強工事及び大規模改造工事の期間をいい、工事開始日からすべての本施設の引渡が完了するまでの期間をいう。

「工事監理企業」とは、工事監理業務を遂行する構成企業をいう。

「工事監理企業等」とは、工事監理企業、工事監理者、工事監理再受託者及び工事監理再々受託者を個別に又は総称していう。

「工事監理業務」とは、本業務のうち、民間（旧四会）連合協定・建築監理業務委託書に示される業務を内容とする耐震補強工事又は大規模改造工事に係る工事監理業務で、本事業契約第 5 章他の規定に基づいて工事監理企業が遂行する業務をいう。

「工事監理再々受託者」とは、工事監理再受託者が、工事監理業務の一部を再々委託する第三者、及び、さらに当該業務の委託を受ける第三者を個別に又は総称していう。

「工事監理再受託者」とは、工事監理企業が、工事監理業務の一部を再委託する第三者をいう。

「工事対象棟」とは、別紙 3記載の川西市立小学校のうち、耐震補強工事及び大規模改造工事の対象となっている棟を個別に又は総称していう。

「構成企業」とは、本選定手続において本業務を実施する者として選定された事業者グループを構成する事業者を個別に又は総称していう。

「事業者提案等」とは、提案書類に基づく提案内容及び市と構成企業の合意によって定まった内容をいう。

「事業年度」とは、毎年 4 月 1 日から始まる 1 年間をいう。

「実施方針」とは、市が平成25年1月10日に公表した「川西市立小学校施設耐震化・大規模改造PF1事業 実施方針」をいう。

「実施方針に対する質問への回答」とは、実施方針の公表後に受け付けられた質問に対して市が公表した市の回答をいう。

「市内業者契約額」とは、市内業者の分担事業費及び市内業者が構成企業から2次下請けまでの協力企業として契約した金額をいう。

「市内業者」とは、主たる営業所を川西市内に有する者をいう。

「施工企業」とは、耐震補強工事業務又は大規模改造工事業務を遂行する構成企業をいう。

「施工企業等」とは、施工企業、施工再受託者及び施工再々受託者を個別に又は総称している。

「施工再々受託者」とは、施工再受託者が、耐震補強工事業務又は大規模改造工事業務の一部を再々委託する第三者、及び、さらに当該業務の委託を受ける第三者を個別に又は総称している。

「施工再受託者」とは、施工企業が、耐震補強工事業務又は大規模改造工事業務の一部を再委託する第三者をいう。

「設計企業」とは、耐震補強設計業務又は大規模改造実施設計業務を遂行する構成企業をいう。

「設計企業等」とは、設計企業、設計再受託者及び設計再々受託者を個別に又は総称している。

「設計再々受託者」とは、設計再受託者が、耐震補強設計業務又は大規模改造実施設計業務の一部を再々委託する第三者、及び、さらに当該耐震補強設計業務又は大規模改造実施設計業務の一部の委託を受ける第三者を個別に又は総称している。

「設計再受託者」とは、設計企業が、耐震補強設計業務又は大規模改造実施設計業務の一部を再委託する第三者をいう。

「設計書類」とは、業務水準に従い、設計企業が作成した、別紙4-1記載の書類及び別紙4-2記載の書類及び別紙4-3記載の書類その他の耐震補強設計業務又は大規模改造実施設計業務に関する図書（本事業契約第21条に基づく変更部分を含む。）をいう。

「設計書類等」とは、設計書類及び完工書類その他本事業契約に関して市の要求に基づき作成される一切の書類をいう。

「その他企業等」とは、その他再受託者及びその他再々受託者を総称している。

「その他業務」とは、別紙2にその他事業実施に必要な業務として規定される業務で、本事業契約第8章他の規定に基づいて構成企業が遂行する業務をいう。

「その他業務担当企業」とは、その他業務を遂行する構成企業をいう。

「その他再々受託者」とは、その他再受託者が、その他業務の一部を再々委託する第三者、及び、さらに当該業務の委託を受ける第三者を個別に又は総称している。

「その他再受託者」とは、その他業務を担当する構成企業が、その他業務の一部を再委託する第三者をいう。

「大規模改造業務」とは、大規模改造実施設計業務及び大規模改造工事業務をいう。

「大規模改造工事」とは、大規模改造工事業務として行われる工事一切をいう。

「大規模改造工事業務」とは、本業務のうち、別紙2に大規模改造工事業務として規定される業務で、本事業契約第6章他の規定に基づいて施工企業が遂行する業務をいう。

「大規模改造実施設計業務」とは、本業務のうち、別紙2に大規模改造実施設計業務として規定される業務で、本事業契約第4章他の規定に基づいて設計企業が遂行する業務をいう。

「大規模改造設計対象棟」とは、別紙2及び3記載の大規模改造実施設計業務の対象となる棟を個別に又は総称している。

「第三者機関の評価」とは、設計企業が作成した耐震補強計画に係る「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」への参加団体が設置した耐震判定委員会又は市

と事業者が協議して定める評価機関による評価をいう。

「対象校」とは、別紙3記載の川西市立小学校を個別に又は総称していう。

「耐震補強業務」とは、耐震補強設計業務及び耐震補強工事業務をいう。

「耐震補強計画」とは、耐震診断に基づき、耐震補強が必要と認められた場合に、必要な耐震性能を満たすための補強方法について、具体的な補強の方法を含めて策定する計画をいう。

「耐震補強工事」とは、耐震補強工事業務として行われる工事一切をいう。

「耐震補強工事業務」とは、本事業のうち、別紙2に耐震補強工事業務として規定される業務で、本事業契約第6章他の規定に基づいて施工企業が遂行する業務をいう。

「耐震補強設計業務」とは、本事業のうち、別紙2に耐震補強設計業務として規定される業務で、本事業契約第3章他の規定に基づいて設計企業が遂行する業務をいう。

「耐震補強設計対象棟」とは、別紙2及び3記載の耐震補強設計業務の対象となる棟を個別に又は総称していう。

「代表企業」とは、構成企業を代表する企業である●をいう。

「提案書類」とは、構成企業が本選定手続において市に提出した提案書、市からの質問に対する回答書その他構成企業が提出した一切の書類をいう。

「定期点検業務」とは、本事業のうち、別紙2に定期点検業務として規定される業務で、本事業契約第7章他の規定に基づいて維持管理企業が遂行する業務をいう。

「定期点検対象棟」とは、別紙3記載の定期点検業務の対象となる棟を個別に又は総称していう。

「独占禁止法」とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。）をいう。

「入札説明書」とは、本事業に関し平成25年4月2日に公表された入札説明書をいう。

「入札説明書等」とは、入札説明書及び入札説明書に添付された要求水準書、落札者決定基準、提案様式集、及びその他の入札説明書とともに公表された資料（その後の変更を含む。）をいう。

「入札説明書等に対する質問への回答」とは、入札説明書等の公表後に受け付けられた質問に対して市が行った回答をいう。

「標準設計」とは、市が作成した設計図書において示す、耐震補強実施設計及び大規模改造実施設計（仮設計画を除く）をいう。

「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち通常の予見可能な範囲外のもの（設計書類で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。）などであって、市又は構成企業のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」に含まれない。

「法令」とは、法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等を指す。

「本業務」とは、第5条第1項に定める本事業に係る業務をいう。

「本業務に係る対価」とは、本事業契約に基づく構成企業の本業務に係る債務履行に対し、市が支払う対価をいい、その詳細は別紙12に記載のとおりとする。

「本件国庫交付金」とは、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）第12条第1項の規定に基づく学校施設環境改善交付要綱（平成23年4月1日23文科施第3号文部科学大臣裁定）に定める学校施設環境改善交付金（その後の変更があった場合は変更後の交付金）をいう。

「本件日程表」とは、別紙11に記載された日程表をいう。

「**本施設**」とは、個別の工事対象棟に係る完成した耐震補強工事及び大規模改造工事の成果物一切をいう。

「**本施設引渡期限日**」とは、本件日程表における本施設の引渡日又は本事業契約若しくは合意により変更された本施設の引渡日をいう。

「**本選定手続**」とは、本事業に関して実施された総合評価一般競争入札方式による民間事業者の選定手続をいう。

「**要求水準書**」とは、本事業に関し平成25年4月2日に入札説明書とともに公表された川西市立小学校施設耐震化・大規模改造PFI事業業務要求水準書及びその添付資料（その後の変更も含む。）をいう。

「**VE 提案**」とは、本選定手続において本業務を実施する者として選定された事業者グループが、標準設計に比べて、補強量、コスト又は学校運営への支障等が低減できる場合若しくは学校教育環境の向上に資する材料、設備又は工法等を使用する場合に、入札に先立つて提案した技術提案をいう。

「**VE 提案棟**」とは、VE 提案を市が採用した建物を個別に又は総称していう。

別紙2（第5条関係）

事業概要書

名 称	川西市立小学校施設耐震化・大規模改造PFI事業
所 在 地	
業 務 内 容	<p><u>別紙3</u>記載の5つの学校に関する下記の業務 記</p> <p>1) <u>別紙3</u>の耐震補強業務欄の耐震補強工事欄に○印のある棟に関する以下の耐震補強業務</p> <p>ア 耐震補強設計業務 • 耐震補強計画の作成 • 耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得 • 耐震補強実施設計 ただし、<u>別紙3</u>の耐震補強設計未済棟欄に○印のある棟及び耐震補強工事に関するVE提案棟のみ対象</p> <p>イ 耐震補強工事業務 • 耐震補強工事</p> <p>2) <u>別紙3</u>の大規模改造業務欄の大規模改造工事欄に○印のある棟に関する以下の大規模改造工事業務 ア 大規模改造実施設計業務 • 実施設計 ただし、<u>別紙3</u>の大規模改造設計未済棟欄に○印のある棟及び大規模改造工事に関するVE提案棟のみ対象</p> <p>イ 大規模改造工事業務 • 大規模改造工事</p> <p>3) 工事監理業務 • 耐震補強工事の工事監理 • 大規模改造工事の工事監理</p> <p>4) 定期点検業務 <u>別紙3</u>記載の全13の棟（付属するすべての建築物を含む。）に関する建築基準法第12条に基づく建築物の定期点検及び建築基準法第12条に基づく建築設備等（昇降機及び遊戯施設除く換気設備、給水設備及び排水設備）の定期点検</p> <p>5) その他事業実施に必要な業務 • 国庫補助申請業務 • 会計検査についての支援 • 本事業完了後の視察受入に必要な説明資料作成支援 • その他上記業務1)～4)を実施する上で、必要な関連業務</p>

対象棟一覧表

学校名	棟名	耐震補強業務				大規模改造業務		定期点検業務	設計済棟	大規模改造設計未済棟	耐震補強設計未済棟
		耐震補強計画作成	第三者機関評価取得	耐震補強実施設計	耐震補強工事	大規模改造実施設計	大規模改造工事				
桜が丘 小学校	本校舎				○※1		○※1	○	○		
	渡廊下	○	○	○	○	○	○	○		○	○
	屋内運動場等※2							○			
川西北 小学校	北校舎				○※1		○※1	○	○		
	渡廊下	○	○	○	○	○	○	○		○	○
	南校舎				○※1		○※1	○	○		
	屋内運動場等※2							○			
多田 小学校	北校舎				○※1		○※1	○	○		
	屋内運動場等※2							○			
清和台 小学校	南校舎東側				○※1	○	○	○			○
	屋内運動場等※2							○			
東谷 小学校	本校舎東側				○※1	○	○	○		○	
	屋内運動場等※2							○			
計		2棟	2棟	2棟	8棟	4棟	8棟	—	4棟	4棟	2棟

※1) VE提案が可能な棟・工事

※2) 定期点検対象棟の詳細については、要求水準書別紙1「施設台帳」参照

耐震補強計画の作成業務に係る書類

設計企業が耐震補強計画の作成業務の着手時及び完了時に市に対し提出する書類は次の通りである。

耐震補強設計対象棟に関する耐震補強計画の作成

耐震補強計画の作成業務の着手時

- ・ 業務工程表
- ・ 要求性能確認計画書
- ・ 管理技術者等届(経歴書を含む)
- ・ 詳細業務工程表

耐震補強計画の作成業務の完了時

- ・ 要求性能確認報告書
- ・ 耐震補強計画書
- ・ 構造計算書
- ・ 打合せ議事録(市、学校、関係官公署等)

※ 提出する設計図書の仕様及び部数については、市の指示に従うものとする。

※ その他必要な事項等については代表企業との協議による。

実施設計業務に係る書類

設計企業が実施設計業務の着手時及び完了時に市に対し提出する書類は次の通りである。

耐震補強業務

耐震補強設計対象棟に関する実施設計

実施設計業務の着手時

- ・ 業務工程表
- ・ 要求性能確認計画書
- ・ 詳細業務工程表
- ・ 管理技術者等届

実施設計業務の完了時

- a 共通
 - ・ 要求性能確認報告書
 - ・ 各種技術資料・検討記録
 - ・ 打合せ議事録(市、学校、関係官公署等)
- b 建築工事
 - ・ 設計図(意匠、構造)
 - ・ 構造計算書
 - ・ 積算数量計算書・集計表
 - ・ 内訳書
 - ・ 積算システムにて作成した内訳書(※)
- c 設備工事
 - ・ 設計図(電気設備、機械設備)
 - ・ 積算数量計算書・集計表
 - ・ 内訳書
 - ・ 計算書

大規模改造業務

大規模改造設計対象棟に関する実施設計

実施設計業務の着手時

- ・ 業務工程表
- ・ 要求性能確認計画書
- ・ 詳細業務工程表
- ・ 管理技術者等届

実施設計業務の完了時

- a 共通
 - ・ 要求性能確認報告書
 - ・ 各種技術資料・検討記録
 - ・ 打合せ議事録(市、学校、関係官公署等)
- b 建築工事

- ・ 設計図(意匠、構造)
- ・ 構造計算書
- ・ 積算数量計算書・集計表
- ・ 内訳書

※ 提出する設計図書の仕様及び部数については、市の指示に従うものとする。

※ その他必要な事項等については代表企業との協議による。

第三者機関の評価取得業務に係る書類

設計企業が第三者機関の評価取得業務の着手時及び完了時に市に対し提出する書類は次の通りである。

業務着手時

- ・ 業務工程表
- ・ 要求性能確認計画書
- ・ 管理技術者等届(経歴書を含む)
- ・ 詳細業務工程表

完了時

- ・ 要求性能確認報告書
- ・ 耐震診断・改修計画報告書(正・副)
- ・ 評価書
- ・ 打合せ議事録(市、学校、関係官公署等)

※ 提出する設計図書の仕様及び部数については、市の指示に従うものとする。

※ その他必要な事項等については代表企業との協議による。

分担表

	設計企業	施工企業	工事監理企業	維持管理企業
(1) 桜が丘小学校				
本校舎				
渡廊下				
屋内運動場等				
(2) 川西北小学校				
北校舎				
渡廊下				
南校舎				
屋内運動場等				
(3) 多田小学校				
北校舎				
南校舎等				
(4) 清和台小学校				
南校舎東側				
屋内運動場等				
(5) 東谷小学校				
本校舎東側				
屋内運動場等				

施工企業等が付保する保険

【構成企業に付保が義務づけられている保険契約】

1 耐震補強業務期間中の保険

(1) 建設工事保険

保険契約者： ●

被保険者： ●

保険の対象：耐震補強工事

保険期間：耐震補強工事期間とする。

てん補限度額（補償額）：耐震補強工事業務の対価相当額

補償する損害：工事現場で発生した水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害

免責金額：1 事故当たり 10 万円以下

(2) 第三者賠償責任保険

保険契約者： ●

被保険者：市、構成企業、 ●

保険期間：耐震補強工事期間とする。

てん補限度額（補償額）： 対人： 1 名当たり最大 2 億円、

1 事故当たり最大 10 億円

対物： 1 事故当たり最大 10 億円

補償する損害：工事に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる

法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

免責金額：なし

2 大規模改造業務期間中の保険

(1) 建設工事保険

保険契約者： ●

被保険者： ●

保険の対象：大規模改造工事

保険期間：大規模改造工事期間とする。

てん補限度額（補償額）：大規模改造工事業務の対価相当額

補償する損害：工事現場で発生した水災危険を含む不測かつ突発的な事故による損害

免責金額：1 事故当たり 10 万円以下

(2) 第三者賠償責任保険

保険契約者： ●

被保険者：市、構成企業、 ●

保険期間：大規模改造工事期間とする。

てん補限度額（補償額）： 対人： 1 名当たり最大 2 億円、

1 事故当たり最大 10 億円

対物： 1 事故当たり最大 10 億円

補償する損害：工事に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる

法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

免責金額：なし

3 定期点検業務期間中の保険等

(1) 管理者賠償責任保険

保険契約者：●

被保険者：市、構成企業、●

保険期間：定期点検業務の期間とする。

てん補限度額（補償額）： 対人： 1名当たり最大1億円、

1事故当たり最大10億円

対物： 1事故当たり最大1億円

補償する損害：本件施設の使用若しくは管理又は本件施設内の事業遂行に伴う法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

免責金額：なし

(2) 請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険

保険契約者：●

被保険者：●

保険期間：定期点検業務の期間とする

（毎年度更新することとしてもよい。）

てん補限度額（補償額）： 対人： 1名当たり最大2億円、

1事故当たり最大10億円

人格権侵害担保： 1名あたり最大100万円

物理的損壊を伴わない有体物の使用不能損害担保：1事故につき最大2000万円

管理下財物担保： 1事故につき最大1億円

補償する損害：定期点検業務に起因して第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

免責金額：なし

【構成企業の提案により任意に付保される保険契約】

事業者提案等に基づき、付保するものとする。

工事開始時提出書類の内容

耐震補強工事

- ・ 要求性能確認計画書
- ・ 着工届
- ・ 工事工程表
- ・ 現場代理人等通知書(経歴書を含む)
- ・ 下請契約等の通知書
- ・ 施工体制台帳
- ・ 施工計画書
- ・ 防災マニュアル
- ・ 労災保険成立証明書、または労災保険加入証明書
- ・ 工事代金内訳書
- ・ 建設業退職金共済制度掛金収納書等
- ・ C O R I N S 受領書
- ・ 処分・運搬業者の許可書
- ・ 建設廃棄物処理委託契約
- ・ 電気保安技術者届
- ・ 使用機材製造者通知書
- ・ 納入仕様書
- ・ 工事保険証書の写し
- ・ 警備延長依頼票(学校の)

大規模改造工事

- ・ 要求性能確認計画書
- ・ 着工届
- ・ 工事工程表
- ・ 現場代理人等通知書(経歴書を含む)
- ・ 下請契約等の通知書
- ・ 施工体制台帳
- ・ 施工計画書
- ・ 防災マニュアル
- ・ 労災保険成立証明書、または労災保険加入証明書
- ・ 工事代金内訳書
- ・ 建設業退職金共済制度掛金収納書等
- ・ C O R I N S 受領書
- ・ 処分・運搬業者の許可書
- ・ 建設廃棄物処理委託契約
- ・ 電気保安技術者届
- ・ 使用機材製造者通知書
- ・ 納入仕様書
- ・ 工事保険証書の写し
- ・ 警備延長依頼票(学校の)

※少なくとも各工程着手の 1 週前までを目途に工事監理企業の承認を得た上で適宜提出すること。

工事期間中の提出書類

耐震補強工事

- ・ 工種ごとの段階確認書

その他、本事業の工事期間中の提出書類については、本事業契約締結後、代表企業と具体的に内容、方法について協議を行い、決定する。

完工書類

耐震補強業務

耐震補強工事

工事完了時

- ・ 要求性能確認報告書
- ・ 工事写真
- ・ 竣工写真
- ・ 各種資材出荷証明書(コンクリート出荷伝票含む)
- ・ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)E 票の写し
- ・ 使用材料一覧表
- ・ 各種保証書
- ・ 建設業退職金共済制度等報告書
- ・ 工事出来高報告書
- ・ 工事出来高内訳書
- ・ 品質管理総括表
- ・ 室内濃度測定報告書
- ・ 試験成績書
- ・ 官公署届出書等
- ・ P C B 有無報告書
- ・ 工事代金内訳書
- ・ MSDS 制度に基づく情報提供等
- ・ 主要資材試験結果報告書
- ・ 各種施工報告書
- ・ 機材試験成績表(設備関係)
- ・ 測定結果報告書(設備関係)
- ・ フロン回収工程管理表(設備関係)
- ・ 回収冷媒フロン処理明細書(設備関係)
- ・ その他許可書及び完成検査に必要なもの

完成確認時

- ・ 要求性能確認報告書
- ・ 完成通知書
- ・ 手直し工事完了届
- ・ 完成図書等
- ・ 引渡書
- ・ 取り扱い説明書(設備関係)
- ・ 国庫補助申請関係書類
- ・ その他支払い関係書類一式【川西市基準による】

大規模改造業務

大規模改造工事

工事完了時

- ・ 要求性能確認報告書

- ・工事写真
- ・竣工写真
- ・各種資材出荷証明書(コンクリート出荷伝票含む)
- ・産業廃棄物管理票(マニフェスト)E票の写し
- ・使用材料一覧表
- ・各種保証書
- ・建設業退職金共済制度等報告書
- ・工事出来高報告書
- ・工事出来高内訳書
- ・品質管理総括表
- ・室内濃度測定報告書
- ・試験成績書
- ・官公署届出書等
- ・P C B有無報告書
- ・工事代金内訳書
- ・MSDS制度に基づく情報提供等
- ・主要資材試験結果報告書
- ・各種施工報告書
- ・機材試験成績表(設備関係)
- ・測定結果報告書(設備関係)
- ・フロン回収工程管理表(設備関係)
- ・回収冷媒フロン処理明細書(設備関係)
- ・その他許可書及び完成検査に必要なもの

完成確認時

- ・要求性能確認報告書
- ・完成通知書
- ・手直し工事完了届
- ・完成図書等
- ・引渡書
- ・取り扱い説明書(設備関係)
- ・国庫補助申請関係書類
- ・その他支払い関係書類一式【川西市基準による】

※ 提出する設計図書の仕様及び部数については、市の指示に従うものとする。

※ 完工書類は上に列挙した書類に限られるものではなく、その他必要な書類等については、別途、川西市が代表企業との協議のうえ、提出を指示することとする。

完成確認通知書の様式

平成 年 月 日

(あて先)



●様

川西市長 大塩 民生

川西市立小学校施設耐震化・大規模改造PFI事業に係る完成確認について（通知）

平成●年●月●日付けで貴社との間で締結した川西市立小学校施設耐震化・大規模改造PFI事業事業契約（以下「本事業契約」といいます。）第51条に基づき、完成確認を実施した結果、業務水準及び本事業契約締結に至るまでの説明・提案書類の内容を客観的に逸脱している事項は発見されませんでしたので、その旨お知らせします。

なお、本書における用語は、本事業契約の定めによります。

<担当>

TEL

E-mail

目的物引渡書の様式

平成 年 月 日

(あて先)
川西市長

川西市立小学校施設耐震化・大規模改造 P F I 事業施工企業
代表者



印

施工企業は、以下の施設を川西市立小学校施設耐震化・大規模改造 P F I 事業事業契約
第 52 条の規定に基づき、下記のとおり引き渡します。

事 業 名	川西市立小学校施設耐震化・大規模改造 P F I 事業	
所 在 地		
施 設 名 称	川西市立小学校施設耐震化・大規模改造 P F I 事業で整備さ れる施設のうち、(以下、本書提出時に記入)	
引 渡 年 月 日		
立 会 人	市	
	施工企業	

本件日程表

本事業の日程は次の本件日程表の通りとする。

本事業契約締結までに、具体的な日程について、当事者間の協議の上、定める。

【全ての対象棟共通の日程】

平成●年●月●日	本事業契約の仮契約の締結
平成●年●月●日	契約期間満了日

【対象棟毎の日程】

●学校●棟	
平成●年●月●日	耐震補強計画の作成業務に係る書類の提出 (着手時)
平成●年●月●日	耐震補強計画の作成業務に係る書類の提出 (完了時)
平成●年●月●日	第三者機関の評価取得業務に係る書類の提出 (着手時)
平成●年●月●日～平成●年●月●日	第三者機関の評価取得業務期間
平成●年●月●日	上記評価取得期限日
平成●年●月●日	第三者機関の評価取得業務に係る書類の提出 (完了時)
平成●年●月●日	実施設計業務に係る書類の提出(着手時)
平成●年●月●日	仮設校舎に係る諸官庁手続
平成●年●月●日	実施設計業務に係る書類の提出(完了時)
平成●年●月●日	耐震補強工事・大規模改造工事に係る書類の提出(着手時)
平成●年●月●日	仮設校舎使用開始
平成●年●月●日	耐震補強工事・大規模改造工事に係る書類の提出(完了時)
平成●年●月●日	耐震補強工事・大規模改造工事に係る書類の提出(完成確認時)
平成●年●月●日	定期点検業務に係る書類の提出(着手時)
平成●年●月●日	定期点検業務に係る書類の提出(完了時)

本業務に係る対価の支払いについて

1 本業務に係る対価の構成

市が構成企業に支払う本業務に係る対価は、以下のとおりであり、提案書類及び本書末尾【対価内訳】に記載された内訳の通りに構成される。なお、耐震補強業務費、大規模改造業務費、その他諸経費、定期点検業務費及び管理費に対する消費税及び地方消費税相当額は別途支払うものとする。

区分	金額	
耐震補強業務費 うち耐震補強工事に係る費用	――円	(消費税及び地方消費税相当額別途)
大規模改造業務費 うち大規模改造工事に係る費用	――円	(消費税及び地方消費税相当額別途)
その他諸経費	円	(消費税及び地方消費税相当額別途)
割賦手数料	円	
定期点検業務費	円	(消費税及び地方消費税相当額別途)
管理費	円	(消費税及び地方消費税相当額別途)
総額	円	(消費税及び地方消費税相当額別途)

2 本業務に係る対価の支払方法

(1) 部分払

ア 対象

部分払は、耐震補強業務費、大規模改造業務費及びその他諸経費のうち、平成 26 年度工事実施対象 2 校（桜が丘小学校、多田小学校）の耐震補強業務費、大規模改造業務費及びその他諸経費（以下、「26 年度実施校完了対価」という。）、並びに平成 27 年度工事実施対象 3 校（川西北小学校、清和台小学校、東谷小学校）に係る各業務の出来高相当額（以下、「27 年度実施校 26 年度出来高対価※」という。）を対象とする。

注）※：川西北小学校渡廊下の耐震補強計画の作成、耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得及び耐震補強実施設計に係る対価、並びに清和台小学校及び東谷小学校の大規模改造実施設計に係る対価

イ 金額

26 年度実施校完了対価のうち、割賦払の対象である、耐震補強業務費のうち耐震補強工事に係る費用及び大規模改造業務費のうち大規模改造工事に係る費用については、当該費用に 75% を乗じて算出した額のみとし、26 年度実施校完了対価から耐震補強業務費のうち耐震補強工事に係る費用及び大規模改造業務費のうち大規模改造工事に係る費用を除いた部分及び 27 年度実施校 26 年度出来高対価は全額とする。

ウ 請求時期

事業対象校毎に、当該対象校に属する全ての対象棟につき当該事業年度における完成確認通知書の交付日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間

エ 支払時期

事業者の請求があったときから 40 日以内

(2) 完成払

ア 対象

完成払は、耐震補強業務費、大規模改造業務費及びその他諸経費のうち、平成 27 年度工事実施対象 3 校（川西北小学校、清和台小学校、東谷小学校）の耐震補強業務費、大規模改造業務費及びその他諸経費（以下、「27 年度実施校完了対価」という。）から、27 年度実施校 26 年度出来高対価を差し引いた金額を対象とする。

イ 金額

27 年度実施校完了対価のうち、割賦払の対象である、耐震補強業務費のうち耐震補強工事に係る費用及び大規模改造業務費のうち大規模改造工事に係る費用については、当該費用に 75% を乗じて算出した額のみとし、27 年度実施校完了対価から 27 年度実施校 26 年度出来高対価並びに耐震補強業務費のうち耐震補強工事に係る費用及び大規模改造業務費のうち大規模改造工事に係る費用を除いた部分は全額とする。

ウ 請求時期

事業対象校毎に、当該対象校に属する全ての対象棟につき当該事業年度における完成確認通知書の交付日から平成 28 年 3 月 31 日までの期間

エ 支払時期

事業者の請求があったときから 40 日以内

(3) 割賦払

ア 対象

割賦払は、耐震補強業務費のうち耐震補強工事に係る費用及び大規模改造業務費のうち大規模改造工事に係る費用並びに割賦手数料を対象とする。

イ 金額

耐震補強業務費のうち耐震補強工事に係る費用及び大規模改造業務費のうち大規模改造工事に係る費用に 25% を乗じた額に割賦手数料を加算した金額とする。

ウ 請求時期

平成 28 年 4 月から平成 33 年 3 月までの各年度（5 か年）において年 2 回、前期分は 9 月末までに、後期分は 3 月末までに請求する。

エ 支払時期

事業者の請求があったときから 40 日以内

(4) 定期点検業務費及び管理費の支払い

ア 対象及び金額

定期点検業務費及び管理費とする。

イ 請求時期

平成 26 年 4 月から平成 33 年 3 月までの各年度（7か年）において年 1 回、業務完了後速やかに請求する。

ウ 支払時期

事業者の請求があったときから 30 日以内

- (5) 市は、本業務に係る対価の支払いにつき、代表企業の指定する口座に振り込むことにより行う。

3 (1) 第 12 条第 5 項における構成企業が実際に履行した業務に係る対価の支払方法

市が、構成企業が解除までに実際に履行した業務に関し、代表企業に対し、対象棟毎に、成果書類又は報告書に対する是正要求を含まない通知を行った後、市と代表企業は、代表企業が市に対し請求することができる当該業務に係る対価の額について、以下の進捗割合及び金額に関する協議を行う。この協議が合意に達しないときは、市が以下の進捗割合及び金額を合理的に決定する。代表企業は、市に対し、当該協議が合意に達したことが書面で確認された日又は市の決定が通知された日の属する事業年度の末日までの間、当該業務に係る対価の支払を書面により請求することができる。このとき、本施設引渡前は、代表企業は、耐震補強業務費、大規模改造業務費、定期点検業務費及び管理費については、業務の種類毎の進捗割合を本書末尾【対価内訳】に記載された区分ごとの金額に乗じて算出される金額を合計した金額を、その他諸経費については、市と代表企業との間の協議に基づき決定した金額を、それぞれ請求することができる。本施設引渡後は、代表企業は、市に対し、上記に加え、割賦手数料についても市と代表企業との間の協議に基づき決定した金額を請求することができる。市は、当該請求を受けた日から 40 日以内に、当該金額のうち割賦手数料を除いた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を支払う。

- (2) 第 29 条第 1 項及び第 31 条第 1 項の解除がされた場合（第 31 条第 1 項の解除については、同条第 3 項又は第 4 項が適用される場合のみ）における耐震補強計画の作成に係る費用、耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得業務に係る費用及びその他諸経費

市が、構成企業が解除までに実際に履行した業務に関し、代表企業に対し、対象棟毎に、成果書類又は報告書に対する是正要求を含まない通知を行った後、市と代表企業は、耐震補強計画の作成に係る費用、耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得業務に係る費用及びその他諸経費のうち代表企業が市に対し請求することができる金額について、以下の進捗割合及び金額に関する協議を行う。この協議が合意に達しないときは、市が以下の進捗割合及び金額を合理的に決定する。代表企業は、市に対し、当該協議が合意に達したことが書面により確認された日又は市の決定が通知された日の属する事業年度の末日までの間、当該業務に係る対価の支払を書面により請求することができる。このとき、耐震補強計画の作成に係る費用及び耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得業務に係る費用については、業務の種類毎の進捗割合を本書末尾【対価内訳】に記載され

た区分ごとの金額に乘じて算出される金額を合計した金額を、その他諸経費については、市と代表企業との間の協議に基づき決定した金額を、それぞれ請求することができる。市は、当該請求を受けた日から 40 日以内に、当該金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を支払う。

4 市は、本業務に係る対価の支払いにつき、代表企業の指定する口座に振り込むことにより行う。

【対価内訳】

1 耐震補強業務費、大規模改造業務費、その他諸経費及び割賦手数料に係る内訳書（棟別）

本件国庫交付金の額については、国からの通知により確定次第、関係者協議会にて確認のうえ記載するものとする。

(1) 桜が丘小学校

		(単位:円)		
区分		合計		
		本校舎	渡廊下	(税抜)
耐 震 補 強 業 務 費	耐震補強計画の作成に係る費用			
	耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得に係る費用			
	耐震補強実施設計に係る費用			
	耐震補強工事に係る費用			
	工事監理に係る費用			
	小計			
造 大 業 規 模 改 費	大規模改造実施設計に係る費用			
	大規模改造工事に係る費用			
	小計			
その 他 諸 経 費	建設期中金利			
	融資組成費用			
	SPCの設立に要する費用			
	各種手続・申請費			
	各種調査・対策費			
	保険料			
	その他耐震補強等業務に必要となる費用			
小計				
手 割 數 賦 料	割賦手数料			
	(参考)割賦元本			
	小計			
合計				

(2) 川西北小学校

		(単位:円)		
区分		北校舎	渡廊下	南校舎
		(税抜)		
耐震補強業務費	耐震補強計画の作成に係る費用			
	耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得に係る費用			
	耐震補強実施設計に係る費用			
	耐震補強工事に係る費用			
	工事監理に係る費用※3			
小計				
造大業規務模費改	大規模改造実施設計に係る費用			
	大規模改造工事に係る費用			
	小計			
その他諸経費	建設期中金利			
	融資組成費用			
	SPCの設立に要する費用※4			
	各種手続・申請費			
	各種調査・対策費			
	保険料			
	その他耐震補強等業務に必要となる費用			
小計				
手割賦料	割賦手数料			
	(参考)割賦元本			
	小計			
合計				

(3) 多田小学校

(単位:円)

区分		北校舎 合計 (税抜)
耐震補強業務費	耐震補強計画の作成に係る費用	
	耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得に係る費用	
	耐震補強実施設計に係る費用	
	耐震補強工事に係る費用	
	工事監理に係る費用※3	
	小計	
造大業規務模改費	大規模改造実施設計に係る費用	
	大規模改造工事に係る費用	
	小計	
その他諸経費	建設期中金利	
	融資組成費用	
	SPCの設立に要する費用※4	
	各種手続・申請費	
	各種調査・対策費	
	保険料	
その他耐震補強等業務に必要となる費用		
小計		
手割賦料	割賦手数料	
	(参考)割賦元本	
	小計	
合計		

(4) 清和台小学校

(単位:円)

区分		南校舎東側 合計 (税抜)
耐震補強業務費用	耐震補強計画の作成に係る費用	
	耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得に係る費用	
	耐震補強実施設計に係る費用	
	耐震補強工事に係る費用	
	工事監理に係る費用※3	
	小計	
造大業規務模費改	大規模改造実施設計に係る費用	
	大規模改造工事に係る費用	
	小計	
その他諸経費	建設期中金利	
	融資組成費用	
	SPCの設立に要する費用※4	
	各種手続・申請費	
	各種調査・対策費	
	保険料	
その他耐震補強等業務に必要となる費用		
小計		
手割賦料	割賦手数料	
	(参考)割賦元本	
	小計	
合計		

(5) 東谷小学校

(単位:円)

区分		本校舎東側 合計（税抜）
耐震補強業務費	耐震補強計画の作成に係る費用	
	耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得に係る費用	
	耐震補強実施設計に係る費用	
	耐震補強工事に係る費用	
	工事監理に係る費用※3 小計	
造大業規務模費改	大規模改造実施設計に係る費用	
	大規模改造工事に係る費用	
	小計	
その他諸経費	建設期中金利	
	融資組成費用	
	SPCの設立に要する費用※4	
	各種手続・申請費	
	各種調査・対策費	
	保険料 その他耐震補強等業務に必要となる費用 小計	
手割賦料	割賦手数料	
	(参考)割賦元本	
	小計	
合計		

2 定期点検業務費及び管理費に係る内訳書（校別）

項目/年度/事業年度		(単位:円)							
		H26年度 1	H27年度 2	H28年度 3	H29年度 4	H30年度 5	H31年度 6	H32年度 7	合計
定期点検費	桜が丘小学校	建築物の定期点検に係る費用							
		建築設備等の定期点検に係る費用							
		計							
定期点検費	川西北小学校	建築物の定期点検に係る費用							
		建築設備等の定期点検に係る費用							
		計							
定期点検費	多田小学校	建築物の定期点検に係る費用							
		建築設備等の定期点検に係る費用							
		計							
定期点検費	清和台小学校	建築物の定期点検に係る費用							
		建築設備等の定期点検に係る費用							
		計							
定期点検費	東谷小学校	建築物の定期点検に係る費用							
		建築設備等の定期点検に係る費用							
		計							
建築物の定期点検に係る費用 計									
建築設備等の定期点検に係る費用 計									
定期点検費 計									
管理費	法人税等SPCの利益に課税される税金								
	SPCの運営に要する費用								
	その他定期点検業務に必要となる費用								
	管理費 計								
合計									

対価の変更方法

① 本業務のうち定期点検業務以外の業務に係る対価の変更

- 1 第 61 条第 2 項及び第 3 項に定める耐震補強業務費及び大規模改造業務費の変更は、入札書提出時と、各対象校に属する一事業年度中に本施設引渡期限日が到来する全ての対象棟についての構成企業による当該事業年度における最終工事の工事開始日との間の日本国内における物価変動率が±1.5%を超える場合について、以下の計算式に従って算出する。なお、その他諸経費及び割賦手数料は物価変動による改定の対象とならない。

入札書提出時と一事業年度中に本施設引渡期限日が到来する全ての対象棟についての構成企業による当該事業年度における最終工事の工事開始日との物価変動率>0.015 のとき

$$\text{変更前の耐震補強業務費及び大規模改造業務費} \times (1 + (\text{物価変動率}) - 0.015)$$

入札書提出時と一事業年度中に本施設引渡期限日が到来する全ての対象棟についての構成企業による当該事業年度における最終工事の工事開始日との物価変動率<-0.015 のとき

$$\text{変更前の耐震補強業務費及び大規模改造業務費} \times (1 + (\text{物価変動率}) + 0.015)$$

- 2 物価変動率とは、以下の計算式によって算出される物価の変動率をいう。

$$\text{物価変動率} = \alpha - 1$$

$\alpha = (\text{一事業年度中に本施設引渡期限日が到来する全ての対象棟についての構成企業による当該事業年度における最終工事の工事開始日の } 1 \text{ ケ月前日の日が属する月内に数値の確定している直近 } 12 \text{ ケ月の建設工事デフレーターの平均値}) / ((\text{平成 } 25 \text{ 年 } 4 \text{ 月から平成 } 25 \text{ 年 } 8 \text{ 月の建設工事デフレーターの平均値}))$

- 3 建設工事デフレーターとは、国土交通省総合政策局情報管理部建設調査統計課「建設工事デフレーター（非住宅建築・非木造）」をいう。

② 定期点検業務に係る対価の変更

第 61 条第 4 項及び第 5 項に定める定期点検業務費の変更は、毎事業年度の定期点検業務に係る対価の支払時において、物価変動のうち改定率（価格指数比 $C S P I_n / C S P I_x$ から 1 を控除した率とする。）が±3.0%を超えた部分について、以下の計算式に従って算出する。なお、管理費は物価変動による改定の対象とならない。

$$P_n = P_{n-1} \times C S P I_n / C S P I_x$$

P_n ：平成N事業年度の定期点検業務費の支払額（改定後の支払額）

P_{n-1} ：改定前の定期点検業務費の支払額

$C S P I_x$ ：日本銀行調査統計局が作成する企業向けサービス価格指数（総平均）の平成X事業年度平均値（入札書提出時、改定が行われた場合には前回改定時の指標）

$C S P I_n$ ：日本銀行調査統計局が作成する企業向けサービス価格指数（総平均）の平成N事業年度平均値

モニタリング方法及びモニタリング結果に基づく対価の減額方法

1 モニタリング方法

モニタリングの方法・内容等は業務水準書類に定めるほか、本事業契約締結後、代表企業と具体的に内容、方法について協議を行い、実施する。

なお、モニタリングの時期とその概要については、次に示すとおりとするが、市が必要と考える場合においては、隨時に独自の方法及び手段によりモニタリングを実施するものとする。

業務着手時

構成企業は、業務着手前に業務全体に関する工程表を市に提出し、市が要求した事業スケジュール等に適合しているかどうかの確認を受けること。

耐震補強計画、実施設計及び耐震補強工事並びに大規模改造実施設計及び大規模改造工事の着手時

耐震補強計画、耐震補強実施設計及び耐震補強工事並びに大規模改造実施設計及び大規模改造工事にそれぞれ着手する前に、当該業務の詳細工程表を市に提出し、市の確認を受けること。

耐震補強計画の作成時

市は、設計企業により作成された耐震補強計画が業務水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。ただし、この確認は、作成された耐震補強計画の水準に関して本市が認証したことを意味するものではないものとする。

耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得時

市は、設計企業により行われた耐震補強計画に係る第三者機関の評価取得が業務水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。ただし、この確認は、作成された耐震補強計画の水準に関して市が認証したことを意味するものではないものとする。

耐震補強実施設計時及び大規模改造実施設計時

市は、設計企業により行われた実施設計が業務水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。ただし、この確認は、設計された耐震補強及び大規模改造の水準に関して市が認証したことを意味するものではないものとする。

耐震補強工事時及び大規模改造工事時

施工企業は、適宜、耐震補強工事及び大規模改造工事の状況について市の確認を受けること。ただし、この確認は、耐震補強工事及び大規模改造工事の状況・水準に関して市が認証したことを意味するものではないものとする。また、施工企業は、市が要請した際には、耐震補強工事及び大規模改造工事の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認・報告を行うものとする。

耐震補強工事及び大規模改造工事完成時

施工企業は、施工記録を用意して、現場で市の確認を受けること。この際、市は、耐震補強工事及び大規模改造工事後の性能等が事業契約書において定められた水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。ただし、この確認は、性能等の水準に関して市が認証したことを意味するものではないものとする。

確認の結果、事業契約書において定められた水準を満たしていない場合には、市は補修又は改善を求めるものとする。

定期点検業務開始後

市は、定期点検業務開始後において、定期的に業務の実施状況を確認する。

また、施工企業等は、工事完了直後の冷房期および暖房期に、空調設備整備室のすべてにおいて、機材を用いた室内温度及び外気温度等を測定し、提供条件の確認を行い、市及び学校長に報告する。

その他

構成企業は、打合せ時に必要な資料等を市に提出し、業務水準が反映されていることの確認を受けること。

構成企業は、業務の各段階で、市の求めに応じて状況の報告を行うこと。

2 モニタリング結果に基づく対価の減額方法

(1) 減額の対象となる事態

定期点検業務の内容が年間業務計画書、本件契約、実施方針、実施方針に関する質問への回答、入札説明書等、入札説明書等への回答並びに提案水準を客観的に逸脱していると確認された場合には、減額ポイントを加算する。その減額ポイントの加算の後、その年度の減額ポイントが一定値に達した場合には、当該校におけるその年度の定期点検業務費に一定の割合をかけて算出する金額を減額する。

定期点検業務の内容が年間業務計画書、本件契約、実施方針、実施方針に関する質問・回答、入札説明書等、入札説明書等への回答、並びに提案水準を客観的に満たしていない事項が存在する場合とは、以下に示す①又は②の事態をいう。

① 明らかに重大な支障がある場合

(明らかに重大な支障がある場合の例)

- 維持管理企業が故意に業務を放棄する。
- 維持管理企業が市に対し、業務に係る虚偽の報告を行う。
- 維持管理企業が市と故意に連絡を行わない、又は長期にわたる連絡不通。
- 維持管理企業が事業契約に基づき行う市からの指導・指示に従わない。
- 維持管理企業の定期調査等の不履行等に起因する人身事故の発生について、予見できたにもかかわらず市への報告を行わない、または故意に遅滞する。
- 維持管理企業が業務実施状況の確認のうえでの重要書類を改ざんする。
- 維持管理企業の重大な過失により、業務実施状況の確認のうえでの重要書類を紛失する。

②支障がある場合

(支障がある場合の例)

- 維持管理企業による業務の怠慢が認められる。
- 維持管理企業が連絡業務を遅滞する。
- 維持管理企業が諸届、報告書の処理を遅滞する。
- 維持管理企業のクレーム処理に不備がある。
- 維持管理企業の業務実施状況の確認のうえでの重要書類の管理不行届きが認められる。

(2) 減額ポイント

減額ポイントは以下のとおりとする。市は、定期モニタリング及び随時モニタリングを経て、対象業務に対応する当該期の減額ポイントを確定する。

減額の対象となる事態	減額ポイント
明らかに重大な支障がある場合	各項目について 5 ポイント
支障がある場合	各項目について 1 ポイント

(3) 減額ポイントを加算しない場合

減額の対象となる上記の「(1) ①又は②」の状態を認められたとしても、以下の①又は②に該当する場合には減額ポイントを加算しない。

- ① やむを得ない事由により上記の「(1) ①又は②」の状態が生じた場合で、かつ、事前に市に連絡があった場合
- ② 明らかに構成企業の責めに帰さない事由によって「(1) ①又は②」の状態が生じた場合

(4) 減額ポイントの支払額への反映

モニタリングが終了し、減額ポイントがある場合には、維持管理企業に減額ポイントを通知する。対価の支払いに際しては、減額ポイントの合計を計算し、当該校におけるその年度の定期点検業務費に、下表にしたがって定める減額割合をかけて算出する金額を求め、減額の必要がある場合には、当該期の支払額を維持管理企業に通知する。

減額ポイント合計	対象業務の対価の減額割合
11～	100%減額
6～10	50%減額
0～5	0%

※ 1 %未満は四捨五入

法令変更による追加費用及び損害の負担

法令の変更により構成企業に生じた合理的な追加費用又は損害は以下の 1 及び 2 のいずれかに該当する場合には市が負担し、それ以外の法令変更については構成企業が負担する。

- 1 本事業に直接影響を及ぼす法令の変更
- 2 消費税及び地方消費税の変更に関するもの（税率の変更を含む。）

ただし、市が負担すべき追加費用又は損害があるときは、構成企業は、当該追加費用及び損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

不可抗力による追加費用及び損害の負担

1 追加費用及び損害が構成企業に生じた場合

- (1) 契約期間のうち契約期間開始時から全ての本施設の引渡し完了時（全ての本施設の引渡し完了時までに定期点検業務が開始されている場合を含む。以下、本別紙において同じ。）までに不可抗力事由が生じた場合、本事業につき、当該不可抗力に起因して構成企業に生じた追加費用額及び損害額の合計額が契約期間のうち契約期間開始時から全ての本施設引渡し完了時までの累計で、耐震補強業務費、大規模改造業務費及びその他諸経費の合計額に 100 分の 5 を加算した金額と割賦手数料の合計額の 100 分の 1 に至るまでは構成企業が負担し、これを超える額については市が負担する。ただし、構成企業が不可抗力事由の発生により保険金を受領した場合、構成企業に生じた追加費用額及び損害額の合計額から当該保険金額を控除し、控除後の金額について、耐震補強業務費、大規模改造業務費及びその他諸経費の合計額に 100 分の 5 を加算した金額と割賦手数料の合計額の 100 分の 1 に至るまでは構成企業が負担し、これを超える額については市が負担する。
- (2) 契約期間のうち全ての本施設引渡し完了時から契約期間終了時までに不可抗力事由が生じた場合、本事業につき、当該不可抗力に起因して構成企業に生じた追加費用額及び損害額の合計額が全ての本施設引渡し完了時から契約期間終了時までの累計で、定期点検業務費に 100 分の 5 を加算した金額の 100 分の 1 に至るまでは構成企業が負担し、これを超える額については市が負担する。ただし、構成企業が不可抗力事由の発生により保険金を受領した場合、構成企業に生じた追加費用額及び損害額の合計額から当該保険金額を控除し、控除後の金額について、定期点検業務費に 100 分の 5 を加算した金額の 100 分の 1 に至るまでは構成企業が負担し、これを超える額については市が負担する。

2 損害が第三者に生じた場合

- (1) 契約期間のうち契約期間開始時から全ての本施設の引渡し完了時までに不可抗力事由が生じ、本事業につき、当該不可抗力に起因して第三者に損害が発生した場合、当該損害額が契約期間のうち契約期間開始時から全ての本施設の引渡し完了時までの累計で、耐震補強業務費、大規模改造業務費及びその他諸経費の合計額に 100 分の 5 を加算した金額と割賦手数料の合計額の 100 分の 1 に至るまでは構成企業が負担し、これを超える額については市が負担する。ただし、構成企業が不可抗力事由の発生により保険金を受領した場合、当該損害額から当該保険金額を控除し、控除後の金額について、耐震補強業務費、大規模改造業務費及びその他諸経費の合計額に 100 分の 5 を加算した金額と割賦手数料の合計額の 100 分の 1 に至るまでは構成企業が負担し、これを超える額については市が負担する。
- (2) 契約期間のうち全ての本施設引渡し完了時から契約期間終了時までに不可抗力事由が生じ、本事業につき、当該不可抗力に起因して第三者に損害が発生した場合、当該損害額が全ての本施設引渡し完了時から契約期間終了時までの累計で、定期点検業務費に 100 分の 5 を加算した金額の 100 分の 1 に至るまでは構成企業が負担し、これを超える額については市が負担する。ただし、構成企業が不可抗力事由の発生により保険金を受領した場合、当該損害額から当該保険金額を控除し、控除後の金額について、

定期点検業務費に 100 分の 5 を加算した金額の 100 分の 1 に至るまでは構成企業が負担し、これを超える額については市が負担する。

ただし、市が負担すべき追加費用又は損害があるときは、構成企業は、当該追加費用及び損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。